

平成 28 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 28(2016)年 6 月
滋慶医療科学大学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等……	1
II. 沿革と現況……	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価……	5
基準 1 使命・目的等……	5
基準 2 学修と教授……	15
基準 3 経営・管理と財務……	46
基準 4 自己点検・評価……	64
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価……	71
基準 A 社会連携と研究活動……	71
V. エビデンス集一覧……	76
エビデンス集(データ編)一覧……	76
エビデンス集(資料編)一覧……	77

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 滋慶医療科学大学院大学の建学の精神・基本理念

学校法人大阪滋慶学園（以下、「本学園」という。）は、昭和 53（1978）年に前身である大阪薬学専門学院を設立し、以来医療・保健・福祉・ハイテク分野の職業人材を育成してきた。平成 28（2016）年 4 月現在、専門学校 7 校と大学院大学 1 校を運営しており、各専門学校では看護師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、診療情報管理士、鍼灸師、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等、医療・保健・福祉分野の専門職を養成している。

本学園は「職業人教育を通して社会に貢献する」ことをミッションとし、「実学教育」「人間教育」「国際教育」の建学理念に基づき人材を育成してきた。そして、医療・福祉等の現場で日々活躍している人々がその職務を全うし、患者・利用者の安全・安心のためにさらなるキャリアアップを図る場として、滋慶医療科学大学院大学（以下、「本学」という。）を創設した。

本学の設置の趣旨にもあるように、急速な医療の発展と高度化と高齢社会を背景に、質の高い安心・安全な医療への関心が高まる中で、医療安全に携わる人材の養成が急務であるとして本学は創設された。医療安全管理学は職種横断的かつ集学的な学問体系であり、医学、看護学など医療関連諸科学と人文科学、工学など広範な管理科学（マネジメントサイエンス）を学際的に関連付けて、医療安全の実践のあり方を利用者の視点を重視して体系化することを目指している。

2. 滋慶医療科学大学院大学が目指す大学像(大学の使命・目的)

本学の学則第 1 条には、「滋慶医療科学大学院大学は、科学技術に支えられた医療技術の進歩が人間の生命の存在状態を進化させ、また、医療の本質に存在する人文科学及び社会科学的要素の追及が人間の健康と安全の条件の向上に貢献するとの視点に立ち、本学園の教育理念である『高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養』に基づき、人々の保健医療を守るため、高度の教育・研究を実践し、高い科学的かつ社会的水準をもとにすべての人々の健康と安全を希求する精神と知力を育成することを存立の目標とする」と記されている。

すなわち、医療安全管理学と医療経営管理学に関する卓越した実践能力と研究能力を養い、医療安全管理領域のシステム構築を行い得るリーダーを育成するとともに、医療安全管理領域の教育・研究体系を確立することを本学の使命としている。

3. 滋慶医療科学大学院大学の個性・特色

本学の個性・特色は以下のとおりである。

1) 医療安全管理学のスペシャリスト養成を目的とするわが国唯一の大学院大学

本学は、医療安全管理学及び医療安全管理学の分野としての医療経営管理学のスペシャリスト養成を目的とするわが国唯一の大学院大学（修士課程）として平成 23（2011）年 4 月に開学し、医療安全管理のリーダーとなる人材〔修士（医療安全管理学）〕を社会に送り出し、教育研究活動ならびに社会貢献を行なっている。

2) 多職種の社会人が働きながら学べる大学院

医療安全管理学及びこれと密接に関連する医療経営管理学は、医療職者が業務に携わる中で改めてその重要性を認識する分野である。したがって、医療機関等で働く社会人学生が学修・研究を行いやすいよう、平日（火曜日～金曜日）夜間と土曜日昼間に授業を開講している。多くの交通機関が集まる新大阪駅に隣接し、通学の便が非常に良い立地である。

学生の大多数は、看護師、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士など、医療・福祉系の国家資格を取得して医療現場や福祉施設等で勤務しており、医療安全に求められる他職種連携を院生間においても実現している。

3) 医療安全管理学に関する実践的かつ多彩なカリキュラム

医療安全管理学及びこれに関係する医療経営管理学の教育課程は、医療倫理学、医療情報学、人間工学、安全心理学などの基礎の上に、医薬品安全管理学、医療機器安全管理学、感染制御学、医療経営管理学などの実践科目が配置され、さらに患者の安心・安全に直結する医療セーフティマネジメント学、医療リスクマネジメント学を体系的に学べる実践的かつ多彩なカリキュラムとなっている。講義とともに学生のグループワーク・意見発表を取り入れて実践的能力を獲得できるよう配慮されており、本学学生の特色である多様な医療・福祉系職種の学生がフラットな立場で討論できる場となっている。また「患者参加論」は、医療事故被害者やその家族、マスコミ関係者等から話を聞く機会を取り入れるなど特色ある科目となっている。

4) 医療安全管理学に関わる多領域の専門家からなる教員

上記のように医療安全管理学は多様な学問領域に関わる学際的な分野であるため、本学の専任教員は、医師、薬剤師、看護師、臨床工学技士という医療職の研究者と、工学、人間科学、社会福祉、経営分野の研究者により構成されている。それぞれの専門性をベースに相互に連携して、医療安全管理学及び医療経営管理学の教育・研究にあたっている。

5) 修了後の研究活動を支援する研究生制度

本学には研究生の制度があり、選考の上指導教員を定めて研究指導を行なっている。本学修了後、修士学位論文を査読付きの学術誌等に投稿し、また学会発表を行うために研究生として在籍している。また、研究員制度により、授業等の支援を行いながら、指導教員のもとで研究を継続することを可能としている。

6) 医療・福祉現場とのネットワーク構築

医療・福祉等の多様な現場の人材育成ニーズに応えるため、本学が事務局となって「医療安全実践教育研究会」を平成 26（2014）年に設立した。この研究会は、多職種が連携して医療安全を実践するための教育のあり方を調査・研究することを目的としており、すでに 3 回の学術集会を開催して情報交換・情報発信の場となっている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 53 (1978) 年	大阪薬学専門学院設立
昭和 54 (1979) 年	財団法人大阪医療技術学園設立
昭和 56 (1981) 年	大阪医療技術学園専門学校開校（臨床検査技師科、医療秘書科、薬種商科）
昭和 62 (1987) 年	学校法人大阪滋慶学園設立 大阪ハイテクノロジー専門学校開校（生命工学技術科、医用電子科、新素材技術科）
平成 9 (1997) 年	大阪保健福祉専門学校開校（看護学科、介護福祉科、医療福祉科、社会福祉科、健康科学科）
平成 14 (2002) 年	大阪医療福祉専門学校開校（理学療法士学科、作業療法士学科、視能訓練士学科、言語聴覚士学科、医療福祉管理学科）
平成 22 (2010) 年	大阪医療看護専門学校開校（看護学科）
平成 23 (2011) 年	滋慶医療科学大学院大学開学（医療管理学研究科）
平成 25 (2013) 年	滋慶医療科学大学院大学 1 期生修了 出雲医療看護専門学校（看護学科、理学療法士学科、臨床工学技士学科、言語聴覚士学科）を出雲市との公私協力で開校
平成 27 (2015) 年	鳥取市医療看護専門学校（看護学科、理学療法士学科、作業療法士学科、言語聴覚士学科）を鳥取市との公私協力で開校

2. 本学の現況

・大学名 滋慶医療科学大学院大学

・所在地 〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原 1-2-8

・大学院(研究科)の構成

医療管理学研究科医療安全管理学専攻（修士課程）

修士（医療安全管理学）

・学生数、教員数、職員数

学生数（平成 28 年 5 月 1 日現在）

研究科	入学定員	収容定員	1 年次	2 年次	合計
医療管理学研究科	24	48	20	29	49

教員数（平成 28 年 5 月 1 日現在）

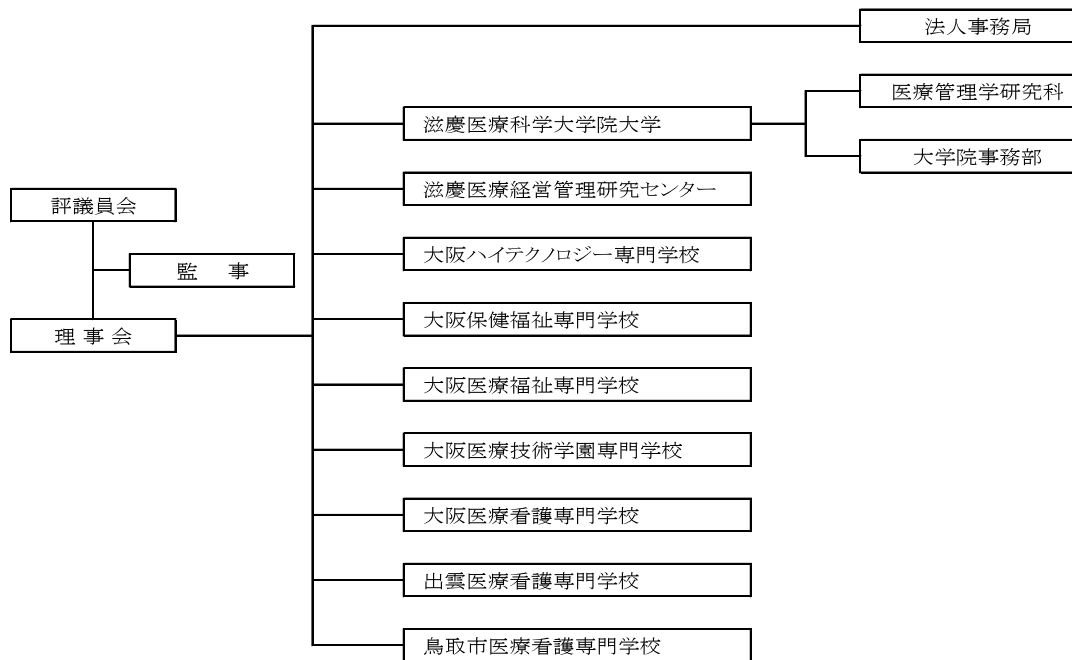
研究科	専任教員数					兼任教員	合計
	教授	准教授	講師	助教	合計		
医療管理学研究科	10	6	1	1	18	25	43

滋慶医療科学大学院大学

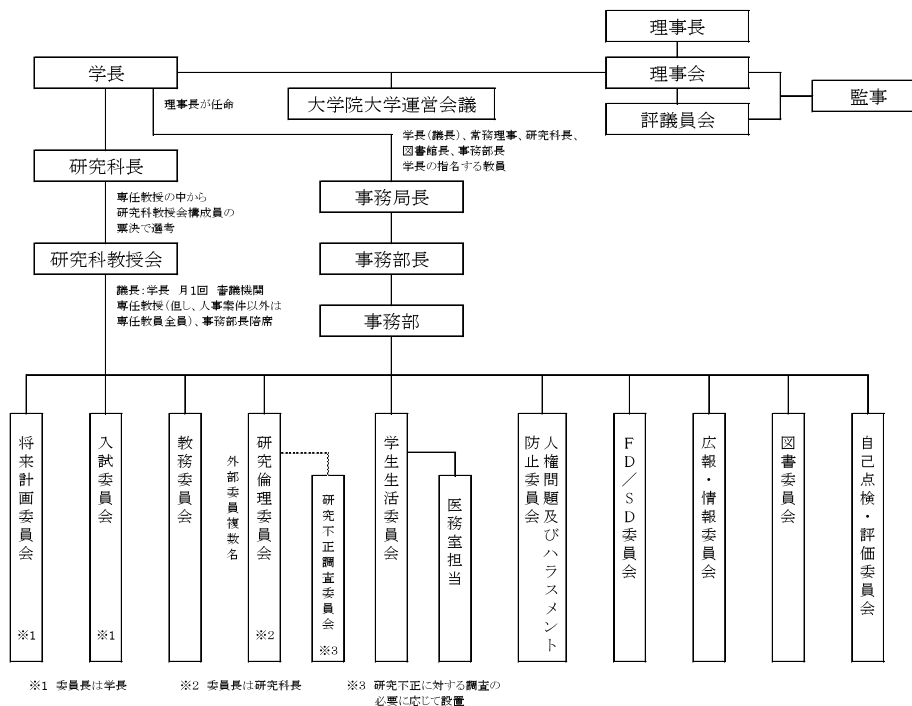
職員数（平成28年5月1日現在）

専任事務職員	非常勤事務職員	専任司書	非常勤司書	合計
4	1	1	1	7

学校法人大阪滋慶学園 組織図



滋慶医療科学大学院大学 組織図



Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1)1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2)1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

[事実の説明]

A. 使命

本学の使命・目的は学則第 1 条に、「滋慶医療科学大学院大学は、科学技術に支えられた医療技術の進歩が人間の生命の存在状態を進化させ、また、医療の本質に存在する人文科学及び社会科学的要素の追求が人間の健康と安全の条件の向上に貢献するとの視点に立ち、本学園の教育理念である『高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養』に基づき、人々の保健医療を守るため、高度の教育・研究を実践し、高い科学的かつ社会的水準をもとにすべての人々の健康と安全を希求する精神と知力を育成することを存立の目標とする」と定められている。

この使命・目的に基づき、「医療安全管理学及び医療安全管理学の領域としての医療経営管理学に関する卓越した実践能力と研究能力を持つ人材」及び「医療安全管理学領域の教育・研究体系のシステム構築を行い得るリーダーシップを持った人材」を育成する。

B. 教育・研究の目的

本学医療管理学研究科医療安全管理学専攻の教育・研究目的は、学則第 2 条第 2 項に「医療安全管理学及び医療安全管理学に立脚した医療経営管理学に関する高度の専門性が求められる職業を担うための人材を養成し、又はこれらの専門分野における研究能力を培うこと」と定められている。

具体的な内容として、本学設置の趣旨においては「医療機関において、チーム医療のメンバーである多種の医療職者、事務職者等の支援・指導・統括を行なうための卓越した職業的及び実践的研究能力」「医療安全に関する問題の要因分析、科学的予防措置に関する実践的研究能力」「医学・医療技術、社会、人間の価値観等の変化に即応できる研究能力」を養成することを教育・研究目的としている。

[エビデンス集：資料編]

【資料 1-1-1】学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】滋慶医療科学大学院大学設置認可申請に係る再補正申請書（医療管理学研究科（仮称）設置の趣旨等を記載した書類）

1-1-② 簡潔な文章化

〔事実の説明〕

本学の使命・目的及び教育・研究の目的は、「医療安全管理学分野における高度の専門性を担う卓越した能力を持つ人材の養成」及び「医療安全管理学の領域としての医療経営管理学分野における高度の専門性を担う卓越した能力を持つ人材の養成」であり、これらは本学の大学案内、ホームページ、大学ポートレート、学生便覧に明記されている。

〔エビデンス集：資料編〕

【資料 1-1-3】平成 29（2017）年度大学案内 【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-4】ホームページ（大学院大学について→本学の建学理念）

【資料 1-1-5】大学ポートレート（本学の特色）

【資料 1-1-6】平成 28（2016）年度学生便覧 【資料 F-5】と同じ

(3)1-1 の改善・向上方策(将来計画)

平成 23（2011）年の開学以来、医学・医療とその周辺科学分野は急速な進歩を遂げ、また超高齢社会に伴う医療費の高騰を背景に、「施設完結型」医療は在宅医療・介護を含む「地域完結型」へとシフトしている。また、従来の医療事故予防の概念・意味は「医療の質向上と事故予防」へと変化している。さらに、経営と質を同時に向上させる科学的なマネジメント手法の確立が求められている。このような状況の中で、本学の使命や教育・研究の目的も一部変化することが求められている。本学では、将来計画委員会を中心に、新たな本学の使命・目的を検討し、中長期的な計画の策定を行うべく平成 27（2015）年度から作業を始め、平成 28（2016）年度中に策定を終える予定である。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1)1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2)1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 個性・特色の明示

〔事実の説明〕

本学の存立目的は学則第 1 条にあるように「本学園の教育理念である『高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養』に基づき、人々の保健医療を守るため、高度の教育・研究を実践し、高い科学的かつ社会的水準をもとにすべての人々の健康と安全を希求する精神と知力を育成すること」である。また、本学医療管理学研究科の教育・研究

の目的は、学則第2条第2項に「医療安全管理学及び医療安全管理学に立脚した医療経営管理学に関する高度の専門性が求められる職業を担うための人材を養成し、又はこれらの専門分野における研究能力を培うこと」と定められている。

すなわち、「医療安全管理学分野の高度の専門性を担う卓越した能力を持つ人材（医療安全管理者等）」及び「医療安全管理学の領域としての医療経営管理学分野の高度の専門性を担う卓越した能力を持つ人材」を養成することが本学の目標であるとして、これらは学生便覧、大学案内、大学ホームページ、大学ポートレートに記載されている。また、この目標に基づき、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーが定められ、同様に公表されている。

本学の個性・特色として、以下の点が挙げられる。

A. 本学の個性

本学は、わが国唯一の医療安全管理学とその一分野としての医療経営管理学を教育・研究する、職種横断型の修士課程大学院大学である。他大学等において医療安全管理学やこれに関連する分野を専攻する講座・教室はあるが、修士課程1研究科1専攻として、専任教員18人を有する大学院大学は例を見ない。

また、本学園の建学理念である「実学教育」「人間教育」「国際教育」をベースとし、医療安全管理学の理論化とともに、実践的研究、多職種連携に重点をおいて教育・研究を通じて現場の医療安全マネジメントを担いうる人材養成を行っている。

B. 本学の特色

医療安全管理学及びその一分野としての医療経営管理学は、医療機関等に勤務して始めてその重要性を体験する分野であることから、学生の大多数は社会人であると想定し、下記の項目について配慮している。

(1) 社会人が学びやすい授業時間

社会人が働きながら本学での学修・研究活動に注力できるよう、平日夜間と土曜日昼間に授業を行なっている。これは大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例に準拠するものである。

(2) 入試制度

入試制度には、一般選抜入試と社会人選抜入試があり、後者は3年以上の実務経験を有する者が対象である。社会人選抜入試は書類審査、小論文試験及び面接試験での受験となり、社会人に配慮した入試制度となっている。また、短期大学・専門学校卒業で3年以上の実務経験をもつ者は、個別の出願資格審査を受けることが可能である。さらに、秋期入学の制度も定めている。

(3) 多彩な専門分野を包含する教員構成

本学の教員構成は、医学、看護学、薬学、臨床工学、心理学、社会福祉学、経営学など医療安全管理学の多岐にわたる専門分野を網羅している。医療安全管理は、医療

機関等に勤務する多職種が緊密に連携を行なって初めて実行しうるものであるので、
本学の教員も多職種にわたっており、授業・演習による大学院教育と主指導教員、副
指導教員として学生の修士論文指導にあたっている。

(4) 院生の個性を尊重した学修指導と実践的な修士論文作成指導

入試合格者一人ひとりに対してアドバイザー教員が配置され、履修科目や修士論文
研究テーマ等について個別に指導を行なっている。アドバイザーは入学後に主指導教
員が決定するまで、学修・研究両面にわたり支援を行う。指導教員は、主・副の複数
名で指導することを原則としており、多様な観点から研究指導が行われる。2 年次 7
月中旬の中間報告会では、全教員が修士研究について助言し、研究の質向上を支援す
る。また、必要に応じ研究セミナーを開催し、全教員が研究を支援する体制を有して
いる。

(5) 長期履修制度

学生の職場環境等、個々の事情を考慮して最大 4 年間の長期履修が認められている。
長期履修を申請した場合は、修業年限である 2 年分の学費を納入していれば、それ以
上の学費負担は生じない。

(6) 修了生のキャリアアップ支援

修了生には修士（医療安全管理学）が授与される。必修科目である「医療セーフテ
ィマネジメント学特論（2 単位）」及び「医療リスクマネジメント学特論（2 単位）」
は厚生労働省の定める医療安全管理者を養成する研修に該当し、修了後は診療報酬請
求上の医療安全管理加算が適用される医療安全管理者となることができる。また、本
学において看護管理に関する修士論文研究を行った場合に、公益社団法人日本看護協
会の認定看護管理者認定試験の受験資格審査において書類審査を受けることができる。
認定看護管理者は、質の高い組織的看護サービスを提供できる能力を認定するもので
あり、看護師としてのキャリアアップを図ることができる。

その他、大学、専門学校等の教員・講師や、職能団体の医療安全関連の講師等とし
て、修了生が活躍している。医療安全管理学研究の継続を図るため、研究生制度及び
研究員制度を活用して教員との共同研究が実施されている。

(7) 医療の安全に関連した社会貢献活動

本学では、平成 26（2014）年に医療安全実践教育研究会を立ち上げ、年 1 回の学
術集会を開催している。この集会には、近畿圏を中心とした医療関係者等が多数参加
し、医療安全に関する実践的な教育について情報共有を行っている。

平成 27（2015）年には医薬品等製造実践教育研究会を立ち上げ、医薬品等の製造
現場における実践的な人材育成を開始した。

また、本学主催の「医療マネジメントセミナー」では、医療安全や医療経営管理に
関する多彩なセミナーを年数回開催している。

なお、平成 24（2012）年には、本学と本学園の共催による「第 1 回アジア臨床工

【表 F-6】全学の教員組織（大学院等）

【資料 1-2-1】学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-2-2】平成 28（2016）年度学生便覧 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-3】平成 29（2017）年度大学案内 【資料 F-2】と同じ

【資料 1-2-4】ホームページ（大学院大学について→本学の建学理念）
【資料 1-1-4】と同じ

【資料 1-2-5】ホームページ（教育・研究活動→教育理念）

【資料 1-2-6】大学ポートレート（本学の特色） 【資料 1-1-5】と同じ

【資料 1-2-7】平成 29（2017）年度募集要項 【資料 F-4】と同じ

【資料 1-2-8】ホームページ（学生生活→学生相談・学生支援）

【資料 1-2-9】長期履修に関する取扱規程

【資料 1-2-10】ホームページ（教育・研究活動→研究科の概略）

【資料 1-2-11】医療安全実践教育研究会ホームページ

【資料 1-2-12】医薬品等製造実践教育研究会セミナーリーフレット

【資料 1-2-13】平成 27（2015）年度医療マネジメントセミナーリーフレット

【資料 1-2-14】アジア臨床工学フォーラムホームページ

〔事実の説明〕

「学校法人大阪滋慶学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第 3 条には「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立大学院大学、私立専修学校（以下「学校」という）を設置し学校教育を行い、又その他目的達成に必要な事項を行うことを目的とする」と明記されており、本学の教育目的、教育目標は教育基本法並びに学校教育法等の法令に適合している。なお、本学は学校教育法第 3 条、第 8 条、第 68 条第 1 項及び第 88 条の規定に基づく大学院設置基準により、平成 22（2010）年 10 月 29 日設置認可されたものである。

よって、教員組織、校舎面積及び図書室等の施設等、大学院設置基準及び大学院の設置等に係る審査関係規程に適合していると考えるが、継続的に新たな法改正等に迅速に対応できるよう日々努めている。

【資料 1-2-15】 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ
【資料 1-2-16】 滋慶医療科学大学院大学設置認可書

1-2-③ 変化への対応

[事実の説明]

本学は医療安全を担う人材養成を掲げて平成 23 (2011) 年に開学し、平成 28 (2016) 年度で 6 年目を迎えた。その間、医学・医療技術とその周辺科学技術の急速な変化に対応するべく、本学では将来計画委員会が中心となって、新たな医療安全管理学の教育・研究の体系化に向けた活動をスタートさせている。本学のミッションや建学理念は不変のものとするが、教育目的の見直しについては継続的に検討することとしている。

[エビデンス集：資料編]

【資料 1-2-17】平成 27 (2015) 年度将来計画委員会総括

(3)1-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命、目的及び教育目的は適切であり、ホームページ、大学案内等を通して公表されている。「職業人教育を通して社会に貢献する」という本学園のミッション、「人々の保健医療を守るため、(中略)すべての人々の健康と安全を希求する精神と知力を育成する」という本学の存立目的は不変であるが、技術の進歩や高齢社会における医療安全の価値変化など、時代の要請に合わせて教育目的や教育内容の見直しに対して真摯に取り組んでいかなければならない。特にわが国では、医療のあり方、供給体制の見直しが進行中であり、「病院完結」型から「地域包括ケア型」に急激な変化が起こっている。医療中心の患者安全は、介護・福祉・生活をも含むものとなることから、将来計画委員会に教育・研究・社会貢献・組織体制のワーキンググループを設置し、委員長である学長のリーダーシップのもとで検討をすすめている。

その一環として、平成 28 (2016) 年 11 月に開催される第 11 回医療の質・安全学会学術集会において、本学がワークショップを提案している。このワークショップでは、医療安全管理学に関する国内外の教育の現状を集約し、新たな医療安全教育の方向性を提言しようとするものである。なお、平成 28 (2016) 年 3 月に学内での共同研究を推進することを目的とした学内セミナーを開催した。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1)1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2)1-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

[事実の説明]

法人及び本学の使命・目的及び教育目的は、それぞれ寄附行為や学則に明記されている。寄附行為の制定・改正は評議員会及び理事会の承認が必要であり、学則の制定・改正は大学院大学運営会議、教授会、理事会の承認が必要である。すなわち、本学の使命・目的及び教育目的は、役員及び教職員の理解と支持を得ていると考えられる。また、学長は理事として理事会に参加するとともに、大学院大学運営会議及び研究科教授会の議長を務めるなど、本学に対する理解と支持を得るべく務めている。

[エビデンス集：資料編]

- 【資料 1-3-1】 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 1-3-2】 学則 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 1-3-3】 学校法人大阪滋慶学園組織図
- 【資料 1-3-4】 滋慶医療科学大学院大学組織図
- 【資料 1-3-5】 大学院大学運営会議規程
- 【資料 1-3-6】 研究科教授会規程

1-3-② 学内外への周知

[事実の説明]

本学の使命、建学理念、教育目的は、ホームページ、大学案内、大学ポートレート、学生便覧、及び本学の広報紙である「滋慶大学院新聞」等に表示され、公表されている。滋慶大学院新聞は、入学希望者や在学生、修了生に配布されており、近畿圏の医療機関・福祉施設等にも郵送あるいは持参して配布され、周知を図っている。また、入学式、学位記授与式等の式典に際して、理事長及び学長の式辞や挨拶の中で述べられて、多くの関係者に周知を図っている。

[エビデンス集：資料編]

- 【資料 1-3-7】 ホームページ（大学院大学について→本学の建学理念）
【資料 1-1-4】 と同じ
- 【資料 1-3-8】 平成 29（2017）年度大学案内 【資料 F-2】 と同じ
- 【資料 1-3-9】 大学ポートレート（本学の特色） 【資料 1-1-5】 と同じ
- 【資料 1-3-10】 平成 28（2016）年度学生便覧 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 1-3-11】 滋慶大学院新聞 第 1 号、第 2 号
- 【資料 1-3-12】 平成 27（2015）年度学位記授与式次第
- 【資料 1-3-13】 平成 28（2016）年度入学式次第

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

[事実の説明]

本学の使命・目的及び研究科の教育目的は、学則第 1 条、第 2 条に明記されており、これに基づき作成された 3 つの方針（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、

ディプロマポリシー）はホームページ、大学案内、大学ポートレート及び学生便覧において公表されている。

本学は修士課程 1 研究科のみの大学院大学であるため、大学の使命・目的と研究科の教育目的及び 3 つの方針は一貫性のあるものとなっている。

なお、平成 27（2015）年度の将来計画委員会において本学の教育・研究・社会貢献・組織運営に関わる新たな方向性を検討することとなり、中長期的な計画策定を進めているところである。この計画を反映させた 3 つの方針（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）を平成 28（2016）年度中に策定することを研究科教授会において決定した。

[エビデンス集：資料編]

【資料 1-3-14】学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-3-15】ホームページ（教育・研究活動→教育理念） 【資料 1-2-5】と同じ

【資料 1-3-16】平成 29（2017）年度大学案内 【資料 F-2】と同じ

【資料 1-3-17】大学ポートレート（本学の特色） 【資料 1-1-5】と同じ

【資料 1-3-18】平成 28（2016）年度学生便覧 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-3-19】平成 27（2015）年度第 1 回将来計画委員会議事要旨

【資料 1-3-20】平成 27（2015）年度将来計画委員会 WG 長ミーティング議事要旨
（平成 27（2015）年 12 月 22 日）

【資料 1-3-21】研究科教授会議事要旨（平成 28（2016）年 2 月 17 日）

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

[事実の説明]

本学の教育目的は、医療安全管理学及び医療安全管理学の一分野としての医療経営管理学の教育・研究を行い、当該分野の発展に寄与することである。1 研究科のみの大学院大学であるため、大学の使命・目的及び研究科の教育目的と教育研究組織構成とは一体となっている。

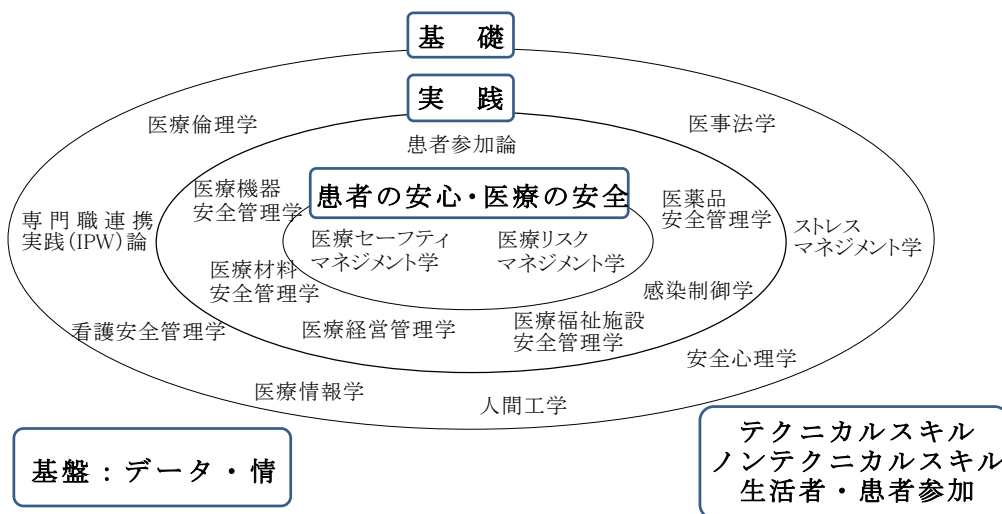


図 1-3-1 医療安全管理学教育体系の概念図

図 1-3-1 に示すように、医療安全管理学や医療経営管理学は多くの分野を包含する学際的な領域に関する学問である。そのため、本学には医学、看護学、工学、人間科学、社会福祉学、経営学等の領域の専門家を教授陣として有し、教育・研究に取り組んでいる（表 1-3-1）。

このように、本学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成は整合性があると考えられる。

表 1-3-1 本学専任教員の専門分野

領 域	専任教員の専門分野
医学系	循環器病学、腎臓内科学、整形外科、麻酔科学、医療情報学、医療安全管理学、脳神経外科学、臨床検査学、医事法制
看護学系	基礎看護学、看護管理学、看護教育学、成人・老年看護学、臨床看護学、看護情報学、医療行動分析学
工学系	医用安全工学、臨床工学、医用計測工学、生体材料学、病院管理学、建築計画学、情報工学
人間科学系	認知心理学、人間支援工学、適応認知行動学
社会福祉学系	社会福祉学、子ども家庭福祉学
経営学系	会計・財務学

[エビデンス集：資料編]

【資料 1-3-22】平成 29（2017）年度大学案内 【資料 F-2】と同じ

【資料 1-3-23】平成 28（2016）年度学生便覧 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-3-24】ホームページ（教育・研究活動→研究科の概略）

【資料 1-2-10】と同じ

【資料 1-3-25】ホームページ（教育・研究活動→教員一覧）

(3)1-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学は開学以来、基本理念・使命の実現のために教育・研究活動を行なってきた。多彩な領域の教員が、社会人を主体とする学生を指導・支援するための基本組織も整備されている。それらは、本学の使命・目的と整合するものであり、有効に機能しているものと判断される。

また、本学開学当時には「病院における医療安全」「医療安全と経営」が重要視されていたが、医療を取り巻く社会環境の変化は日進月歩であり、超高齢社会の到来により、地域包括ケアにおける患者安全のあり方や、平成 27（2015）年 10 月の医療事故調査制度の施行に伴う「学習型事故調査」に係る人材養成の必要性、医療の質的向上と経営との両立等、医療安全とそのマネジメント人材に求められる能力も大きな変化を遂げようとしている。

今後は将来計画委員会の策定する方針のもとで、教育目的及び 3 つの方針の見直しに取り組みつつ、「人々の健康と安全を希求する」医療安全管理学とその教育手法の改善を継続発展させていく。さらに、生涯教育、産学連携等を通して地域や社会に貢献する高度専門教育機関となるべく努力を続けていく。

【基準 1 の自己評価】

本学は「高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養」という本学園の基本理念をもとにアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを定め、これを大学ホームページ、大学案内、大学ポートレート、学生便覧等で公表、周知を図っている。また、医療安全管理学及び医療安全管理学の分野としての医療経営管理学のスペシャリスト養成を目的とする、わが国唯一の大学院大学修士課程であり、医療安全管理のリーダーとなる人材を社会に送り出している。医療の安全は国民の最大の関心事の一つであり、本学の目的・使命は、まさに時代にふさわしい教育目的を掲げていると考えられ、基準 1 を満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1)2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2)2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

[事実の説明]

本学の使命・目的は学則第 1 条にあるように、「科学技術に支えられた医療技術の進歩が人間の生命の存在状態を進化させ、また、医療の本質に存在する人文科学及び社会科学の要素の追求が人間の健康と安全の条件の向上に貢献するとの視点に立ち、本学園の教育理念である『高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養』に基づき、人々の保健医療を守るため、高度の教育・研究を実践し、高い科学的かつ社会的水準をもとにすべての人々の健康と安全を希求する精神と知力を育成すること」である。医療管理学研究科医療安全管理学専攻の教育目的は学則第 2 条にある通り、「医療安全管理学及び医療安全管理学に立脚した医療経営管理学会に関する高度の専門性が求められる職業を担うための人材を養成し、又はこれらの専門分野における研究能力を培うこと」である。

医療安全は、一個人としての医療職者や単一の医療職者集団だけでは達成できず、組織として多職種が協働することで初めて効果を発揮するものであり、その技能と知識を持つ人材の養成は急務である。本学では学生を教育・研究指導するために、医療安全に関する総合的かつ多様なカリキュラムと、専門性の異なる多職種・多方面の専門家としての教員陣を有している。

その上で、本学が提唱する「医療安全管理学の確立」に意欲的に取り組み、それを医療現場等で実践する高い志と向上心を持った学生を求めている。本学のアドミッションポリシーは以下の通りである。

滋慶医療科学大学院大学 アドミッションポリシー

本学は医療安全管理学及び医療安全管理学領域としての医療経営管理学会に関する高度な専門性が求められる職業を担うための卓越した能力とそれに必要な研究能力を培うことを目的としています。これらの研究と実践により、この領域の意識改革とシステム構築を行ないうるリーダーシップを持った人材を育成します。

具体的には、

1. 医療現場の安全に関する実践的能力を身につけたい人
2. 医療現場で得た安全についての体験・経験を体系付け、理論として身に付けたい人
3. 医療現場のリスクマネージャー等、職員のリーダーとなる人
4. 医療安全と医療経営の接点を学びたい人が該当します。

入学者選抜に当たっては、入学志望者の履歴書、研究計画書とともに、面接試験の際に志望動機、目的、修了後の進路等を十分聴取します。短大・専門学校卒業者も 22 歳以上ならば実務経験等について個別資格審査を行い、個別資格審査合格者は入学試験の受験が可能となります。

このアドミッションポリシー、すなわち入学者受入れ方針において、医療や医療従事者教育等の現場における医療安全に関連して、経験や意欲、関心を持ち、本学での実践的かつ自主的に学修して、各々の現場に還元できる研究を遂行する資質を有する学生を求めていることを示している。

本学の求める人材像及び入学者受入れの方針等については、大学案内、募集要項、ホームページ、大学ポートレートに明記して周知を図っており、入試相談およびオープンキャンパスにおいても、その説明を行っている。

【エビデンス集：資料編】

- 【資料 2-1-1】学則 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 2-1-2】平成 29（2017）年度大学案内 【資料 F-2】と同じ
- 【資料 2-1-3】平成 29（2017）年度募集要項 【資料 F-4】と同じ
- 【資料 2-1-4】ホームページ（教育・研究活動→教育理念） 【資料 1-2-5】と同じ
- 【資料 2-1-5】大学ポートレート（本学の特色） 【資料 1-1-5】と同じ
- 【資料 2-1-6】ホームページ（オープンキャンパス・個別入試相談会・授業見学）

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

【事実の説明】

本学の入学者選抜試験には、一般選抜入学試験と社会人選抜入学試験がある。社会人選抜入学試験は、社会人としての経験を生かして研究に取り組むことを希望する者を対象としており、出願資格を満たし、かつ医療機関や医療関係機関等においての実務経験が満 3 年以上ある者が受験することができる。アドミッションポリシーに示すように、本学の入学対象者として医療・福祉等の現場経験をもつ者が多数であるとの想定を反映して、表 2-1-1 に示すように社会人選抜入学試験で受験する者が 9 割以上となっている。

表 2-1-1 入学者選抜試験種別入学者数

入学者数	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般入試	0	1	1	0	0	0
社会人選抜入試	25	19	21	20	23	20
個別出願資格審査	12	12	16	14	12	12

注：平成 25（2013）年度入学生に秋入学 1 名を含む。

表 2-1-2 入学者選抜試験 学力試験等の配点

一般選抜入学試験	書類選考、英語（30 点）、小論文（30 点）、面接（40 点）
社会人選抜入学試験	書類選考、小論文（45 点）、面接（55 点）

なお、社会人選抜入学試験の受験科目は小論文と面接を重視し、一般選抜入学試験で課される英語は試験科目に採用していない（表 2-1-2）。

入学者選抜試験の書類選考では、大学等の成績証明書だけでなく、本学入学後に取り組みたい研究について記載した研究計画書の提出が義務付けられている。小論文試験では「医療・保健領域での医療安全に関するテーマ」について論ずることが課される。小論文、英語の試験問題はともに入試委員長から委嘱された学内の 3 人の専任教員が合議して作成する。面接試験は、志願者の専門性や職種等を考慮して選任された 3 人の専任教員が面接委員となつて行われ、本学の志望動機や医療安全への関心事項、今後の研究の展開法、夜間通学に伴う諸環境などについて質疑応答形式で行われる。

小論文、英語、面接試験の採点は、専任教員よりなるそれぞれ 3 人の採点委員によって、所定の項目についての 5 段階評価をもとに客観的な評価が行われ、その結果をもとに 3 人の合議で評価点が出される。これらの採点結果をもとに、拡大入試委員会（学長、入試委員会委員、英語出題・採点委員、小論文出題・採点委員、試験監督委員及び面接試験委員で構成）においてそれぞれの採点委員から評価結果と講評が発表され、合議の上、可否を判定し、最終的に学長が決定して、その結果は後日教授会に報告される。なお、本学では迅速な入試判定を行うため、入学者選抜試験の判定について拡大入試委員会に権限委譲がなされている。

本学における入学者選抜試験の受験資格は、大学を卒業した者の他一般的な大学院の入学要件と同様であるが、アドミッションポリシーに示す医療現場で働いている医療職者等には、専門学校や短期大学において国家資格を取得した者などが多数含まれている。そのため、それらの実務経験等を考慮して「大学卒業と同等の能力を有すると本学が個別に認定した者」にも受験資格を与えている。これが個別の出願資格審査である。表 2-1-1 に示されるように、入学者の半数以上が個別出願資格審査によって受験資格を得た者である。

個別の出願資格審査の申請には、自己推薦書、3 年以上の実務経験等を有することを証明する書類、学術論文や学会発表抄録等（有する場合のみ）、医療職等の資格証明書（有する者のみ）が含まれ、事前の書類審査（第 1 次審査）を経て、第 2 次審査として小論文試験と個別面接試験が行われる。

個別の出願資格審査の小論文試験では、「医療・保健に関連した社会的に関心の高いテーマ」について論ずることが課される。小論文試験の作問は、入試委員長が委嘱した本学専任教員 3 人の小論文問題作問委員の合議で作成される。面接試験は、原則として志願者と同一専門領域教員 1 人を含む 3 人の専任教員によって行われ、実務経験をもとに大学卒業と同等の能力を有すると判断できるかを質疑応答によって評価する。入学者選抜試験と同様、試験終了後にそれぞれ 3 人の採点委員によって所定の項目についての 5 段階評価をもとにした客観的な評価がなされる。その後、拡大入試委員会（学長、入試委員会委員、小論文出題委員・採点委員、試験監督委員及び面接試験委員で構成）において小論文採点委員及び面接委員より評価結果と講評が発表され、合議の上、出願資格の可否を判定し、最終的に学長が決定して、後日教授会に報告される。個別の出願資格審査に合格した者は、入学願書等の書類を添えて社会人選抜入学試験で受験することになる。なお、個別の出願資格審査の費用は不要であり、審査時に提出した在職証明書等は

出願時に再度提出する必要はない。

さらに、入学前教育の一環として、研究指導教員が決定するまで間の相談・指導を行うためのアドバイザー教員が各入学者に指定され、合格通知とともにアドバイザー教員の氏名と連絡先が通知される。

これらの入学者選抜方法は、アドミッションポリシーに沿ったものであり、入学志願者に対する公平性及び利便性を考慮して決定されたものである。志願者の専門性や職種が広範囲に及ぶため、小論文のテーマや面接試験の質疑内容についても公平性と個別適合性の実現に大きな努力が払われている。「個別の出願資格審査及び入学者選抜試験実施要項」も毎年改訂し、小論文試験や面接試験の評価方法の改善等を行っている。

【エビデンス集：資料編】

【資料 2-1-7】平成 29（2017）年度募集要項 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-8】ホームページ（入学案内）

【資料 2-1-9】ホームページ（大学院大学について→教育・研究活動の情報公表
→入学者の状況（入学者の推移など））

【資料 2-1-10】入学試験委員会規程

【資料 2-1-11】研究科教授会議事要旨（平成 23（2011）年 10 月 12 日）

【資料 2-1-12】大学ポートレート（本学での学び）

【資料 2-1-13】ホームページ（教育・研究活動→教育・研究指導）

【資料 2-1-14】個別の出願資格審査及び入学者選抜試験実施要項

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

【事実の説明】

本学の開学以降の入学定員に対する学生受入れ数等は表 2-1-3 に示す通りである。

表 2-1-3 本学の入学定員、入学者数、在籍者数等一覧

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入学定員	24	24	24	24	24	24
収容定員	48	48	48	48	48	48
入学者数	25	20	22	20	22	20
入学定員充足率 (%)	104%	83%	92%	83%	92%	83%
修了者数	-	20	16	18	24	
在籍者数	25	44	46	50	54	49
長期履修生	0	0	4	7	9	10
留年者数	0	0	0	1	1	4
退学者数	1	0	0	0	1	0
退学率(%)	4.0%	0%	0%	0%	1.9%	0%

平成 23（2011）年の開学以来、入学定員の平均充足率は約 90%となっている。表 2-1-4 に示すように、入学者の大多数は医療系あるいは福祉系の国家資格等を取得して勤務す

表 2-1-4 入学者の職種内訳と入学時学生平均年齢

職 種	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
医 師	1	1				
看護師	13	10	14	9	15	10
臨床工学技士	5	1	3		3	3
臨床検査技師	2	1	1	2		1
診療放射線技師						1
理学療法士	2	1				
作業療法士			1			3
言語聴覚士				1	2	1
視能訓練士				1		
鍼灸師		2		2		
柔道整復師	1					
診療情報管理士	1	1	2	1	1	
精神保健福祉士				1		
社会福祉士						1
介護福祉士				2		
その他		3		1	1	
合 計	25	20	22	20	22	20
入学時平均年齢 (歳)	42.0	46.2	47.6	40.5	45.8	41.9

る者であり、これはアドミッションポリシーに示される「医療現場における医療安全の専門家の養成」という観点に合致するものである。また、入学時の年齢からもわかるように、現場でのキャリアを積んだ中堅ないし管理職者が多く入学している現状がある。

学生募集対策として、主たる入学対象者である医療職者に対して本学の教育・研究活動内容を広報するため、近畿圏の医療機関への訪問活動を教職員が行っている。また、医療・福祉現場の従事者を対象とした「医療マネジメントセミナー」を年数回開催し、本学の認知度の向上を図っている。さらに、本学園が主体となって年 1 回開催する「就職フェア」では、出展する約 300 の医療機関・福祉施設等に本学の大学案内等を配布して広報に努めている。

[エビデンス集：データ編]

【表 F-5】大学院研究科の学生定員及び在籍学生数

【表 2-3】大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）

【表 2-4】退学者数の推移（過去 3 年間）

[エビデンス集：資料編]

【資料 2-1-15】大学ポートレート（学生情報）

【資料 2-1-16】ホームページ（大学院大学について→教育・研究活動の情報公表
→入学者の状況（入学者の推移など））

【資料 2-1-9】と同じ

【資料 2-1-17】平成 27（2015）年度医療マネジメントセミナーリーフレット

【資料 1-2-13】と同じ

【資料 2-1-18】就職フェア 2016～力強い足跡、未来に向って～（冊子）

(3)2-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は入学者受入れ方針を明確に公表し、その方針に沿った入学者選抜試験を実施しており、アドミッションポリシーに示された求める人材像に合致した学生が入学している。これまでの入学者選抜試験において、大多数の入学者が社会人選抜入学試験を受験している。今後は経験年数の浅い若年層の入学者の増加が課題であり、広報・情報委員会を中心としてホームページの改訂等を進めている。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1)2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2)2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

[事実の説明]

本学では学則第1条及び第2条に定められた使命・目的、教育目的と、学則第3条（教育課程の編成方針）に定められた「その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を作成し、体系的に教育課程を編成する」という方針に基づき、医療管理学研究科医療安全管理学専攻のカリキュラムを編成している。

本学のカリキュラムポリシーは、本学ホームページ、大学案内、学生便覧、大学ポートレートに以下のように示されている。

滋慶医療科学大学院大学 カリキュラムポリシー

本学科のカリキュラムは、必修科目 10 科目（22 単位、うち特別演習 2 単位、課題研究：修士論文作成 8 単位）、必修選択科目 2 科目（2 単位から 1 単位修得）、選択科目 30 科目（41 単位から 12 単位修得）からなり、修了単位数は 35 単位です。

1. 必修科目は全員必修です。医療安全管理学の基本となる科目で、特に「患者参加論」は全国で唯一の開講科目です。「医療セーフティマネジメント学特論」「医療リスクマネジメント学特論」は厚生労働省検討部会・医療安全管理者講習プログラムの項目を満たしています。
2. 必修選択科目では、医療安全管理系学生は「医療安全管理学事例研究」を、医療経営管理系学生は「医療経営管理学事例研究」を選択します。

3. 選択科目は学生が指導教員と協議の上、研究に関連のある科目や関心の高い科目を選択します。

概論的な科目や研究方法論、基礎的方法論を1年次第1 Semesterに配しており、各科目ともにグループワークや討論、演習等のアクティブ・ラーニングを積極的に活用しています。1年次開講科目が多く、事例演習や一部の科目のみ2年次第1 Semesterに開講します。1年間で30単位を上限に受講が可能です。

このカリキュラムポリシーに基づき、必修科目8科目、選択必修科目2科目、選択科目30科目、リメディアル科目1科目と特別演習、課題研究を開講している。開学時の教科課程と比較すると、選択科目の一部改廃、及び医療安全管理学系科目と医療経営管理学系科目の選択必修制の廃止を行っている。これは社会人学生への負担軽減と、科目選択の自由度を上げることが目的である。なお、医療安全管理学系学生には「医療安全管理学事例研究」を、医療経営管理学系学生には「医療経営管理学事例研究」を選択必修としている。

[エビデンス集：データ編]

【表 2-5】授業科目の概要

[エビデンス集：資料編]

【資料 2-2-1】学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 2-2-2】ホームページ（教育・研究活動→教育理念） 【資料 1-2-5】と同じ

【資料 2-2-3】ホームページ（教育・研究活動→研究科の概略）

【資料 1-2-10】と同じ

【資料 2-2-4】ホームページ（教育・研究活動→授業科目一覧）

【資料 2-2-5】平成 29（2017）年度大学案内 【資料 F-2】と同じ

【資料 2-2-6】平成 28（2016）年度学生便覧 【資料 F-5】と同じ

【資料 2-2-7】大学ポートレート（本学での学び） 【資料 2-1-12】と同じ

【資料 2-2-8】平成 23（2011）年度学生便覧（履修等に関する規程）

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

[事実の説明]

本学医療管理学研究科が目指す医療安全管理学は、セーフティマネジメント学とリスクマネジメント学の上に成り立ち、これらは医学や看護学などのヘルスケア分野におけるそれぞれ固有の領域とその学際領域を基盤としている。また医療職のみならず多くの職種間の連携や、生活者・患者の参加も求められている。医療管理学研究科では、医療倫理学、医療情報学、人間工学、安全心理学などの基礎の上に、患者参加論、医薬品安全管理学、医療機器安全管理学、感染制御学、医療経営管理学などの実践科目を配置し、医療セーフティマネジメント学、医療リスクマネジメント学を体系的に学ぶことで、医

療の質の向上に貢献しうる能力を涵養する、と学生便覧およびホームページ等に記載している。

本学の教育課程編成の基本方針として、以下の点が挙げられる。

(1) 概論科目の配置

多様な背景や職種の学生が専門外の領域の基礎を学べるよう、概論的な科目を複数配置している。「医療統計学概論」「臨床医学概論」「分子医学概論」「経済学概論」「経営学概論」「医事法学概論」がこれに該当する。

(2) 研究手法を学ぶ科目の配置

研究経験の少ない学生が種々の研究方法を修得するための科目を配置している。「医療安全学研究方法論」「看護学研究方法論」がこれに該当する。なお、「医療安全学研究方法論」は開学1～2年目の学生アンケートの結果に基づき、平成26(2014)年度から新たに設定された科目である。

(3) アクティブ・ラーニングの活用

多職種の学生が共通のテーマに対して議論することは、本学の教育目的の一つである「多職種連携」の実践につながるため、グループワークやロールプレイ、プレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニングを多くの科目で取り入れている。「専門職連携実践(IPW)論」「医療セーフティマネジメント学特論」「医療リスクマネジメント学特論」「医療安全管理学事例研究」「医療経営管理学事例研究」「医事法学概論」「ストレスマネジメント特論」「会計学特論」「組織行動特論」など多くの科目がこれに該当し、シラバスに明記されている。

(4) 1専攻2分野による専門性の追究

学生個々の研究課題に基づき、「医療安全管理学分野」と「医療安全管理学の領域としての医療経営管理学分野」の2分野にわかれて、各々必要とされる実践的科目を受講し専門性を究められるよう、教育課程が編成されている。

(5) キャップ制の導入

1年間の取得単位の上限を30単位と定めるキャップ制をとっており、履修等に関する規程に定められ、学生便覧にも明記されている。多くの学生が本学における学修・研究と並行して、仕事や家庭をもっていることを想定し、過度な履修選択をしないよう、アドバイザーや指導教員、事務職員が学生を指導している。

教授方法の工夫として、全科目のシラバスには授業概要のみならず到達目標が設定され、各々の授業科目の目的に合致した教育指導方法が選択されている。知識を学生に一方に伝達する授業ではなく、多くの科目のシラバスにも示されるように「ともに考え」「ディスカッションや質疑の時間を設け」「積極的に参加する」ことが求められている。これらは得られた知識を元に問題解決能力を涵養するものであり、かつ学生が自分以外

の職種の人々の考え方を相互に理解できるため、現場での実践に役立つ内容となっている。少人数教育の利点を活かし、学生が積極的・主体的に参加し、理論と実践を融合的に学修できる教育課程編成となっている。

また、毎年3月には「地域包括ケアと医療安全に関する協議会」を開催し、本学の教育・研究活動やカリキュラムに関する外部からの意見を聴取する機会を設けている。この協議会には、近畿圏の医療機関の理事長や人事担当者、医療技術系職能団体の会長の他、修了生や本学園理事長、常務理事、本学学長等が出席しており、多くの貴重な意見が述べられて大学運営の改善に活用されている。

なお、ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、「FD 委員会」という。）が主催する FD 研修等においては、学内外の教員のプレゼンテーションを聞く機会を設けるなど、授業方法の改善を支援している。その結果として、大学全体としてシラバスの書式を毎年改訂するとともに、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の割合が増加している。

[エビデンス集：データ編]

【表 2-5】授業科目の概要

[エビデンス集：資料編]

【資料 2-2-9】平成 28（2016）年度学生便覧

【資料 F-5】と同じ

【資料 2-2-10】ホームページ（教育・研究活動→授業科目一覧）

【資料 2-2-4】と同じ

【資料 2-2-11】平成 29（2017）年度大学案内

【資料 F-2】と同じ

【資料 2-2-12】大学ポートレート（本学での学び）

【資料 2-1-12】と同じ

【資料 2-2-13】履修等に関する規程

【資料 2-2-14】第 2 回地域包括ケアと医療安全に関する協議会 議事要旨

【資料 2-2-15】ファカルティ・ディベロップメント委員会規定

【資料 2-2-16】平成 27（2015）年度 FD 研修資料

【資料 2-2-17】平成 28（2016）年度シラバス

【資料 F-12】と同じ

(3)2-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学では教育目的を踏まえた教育課程編成方針を明確にし、その方針に沿って教育課程を編成し、カリキュラムポリシーを公表するとともに、教授方法の工夫や開発を行ってきた。平成 28（2016）年 3 月 31 日付けの学校教育法施行規則の改正に伴い、3 つのポリシーに関するガイドラインが発表されたことを受けて、将来計画委員会と教務委員会、入試委員会が連携して 3 ポリシーの改訂に向けて作業を開始した。平成 28（2016）年度中には新たな 3 ポリシーを公表する予定である。また、3 ポリシーの改訂に伴い、教育課程の見直しにも着手しており、平成 30（2018）年度からの運用を目指して教務委員会で審議が進められている。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

[事実の説明]

本学では学修支援及び授業支援について、以下の対策を実施している。

(1) アドバイザー制

入学試験合格者に対して、それぞれ 1 人の専任教員をアドバイザーとして指名することについて拡大入試委員会で審議し、学長が決定する。合格者にはアドバイザー教員の氏名と連絡先が通知される。アドバイザー教員は、入学前から当該学生の履修科目の相談や研究課題の設定等について全面的に支援を行っている。アドバイザー教員の重要な役割の一つは、1 年次 5 月末の指導教員の届出期限までに、当該学生にとって最も適切な研究指導教員に引き継ぐことである。

(2) 指導教員制

本学入学者は修士の学位取得にあたって修士論文研究が必須であり、指導教員の指導のもとに研究を実施する。指導教員は、原則一人の学生に対して主指導教員と副指導教員の 2 人で担当する。これは複数の観点から研究指導を行うことが目的である。指導教員は修士論文発表の公聴会まで研究を支援するとともに、その後の学会発表や学術雑誌への論文投稿・採択までサポートする。また、在学中の学修上の相談などにも対応している。なお、研究指導教員は教務委員会が認めた場合は、変更が可能である。

(3) 学年担任制

本学では学年ごとに 2 人の専任教員（男女各 1 人）が担任となり、学生の学修面や生活面等の相談に対応している。また事務窓口も多様な相談に対応しており、アドバイザー、指導教員、担任、事務職員など多くの受け皿や相談窓口を設けることで、社会人学生の抱える多様な問題に対して多面的に支援をしている。

(4) オリエンテーション

入学時にオリエンテーションやアドバイザーによるガイダンスを実施し、また 2 年次進級前にもオリエンテーションを実施している。これらによって、年間スケジュールや科目履修、修士学位論文提出までの流れ等の全体的な理解を深めることが可能で

ある。

(5) オフィスアワー

非常勤講師も含めて、すべての科目でオフィスアワーが設定され、シラバスに明記されている。シラバスは学生便覧及びホームページに掲載されている。非常勤講師の場合は、授業の前後 15 分間をオフィスアワーに設定しており、質問等のしやすい環境を整備している。

(6) 長期履修制度

学生の勤務状況や家庭事情等に合わせて、最大 4 年まで在籍可能となる長期履修制度を設けている。学費については修業年限 2 年分の納付で在籍が可能である。長期履修の申請は、原則として入学時と 1 年次の 2 月としている。

(7) 修士学位論文中間報告会

修士論文研究については、主・副の複数の指導教員が指導することに加え、2 年次 7 月の中間報告会において全教員から助言を得ることができる。また、進捗状況が遅れている場合は、個別の学生について指導教員を含む複数の教員が集まって助言を行う特別セミナーを開催している。これにより期間内に研究を終えて修了できるようアドバイスを行っている。

(8) 図書館における学修支援

科目ごとのレポート課題や修士学位論文の作成にあたって、文献検索の方法や文献の引用方法などについて、図書館司書が個別に指導を行っている。論文作成におけるソフトの機能活用法なども含めて、実践的な内容を指導している。

(9) 退学者・休学者への支援

開学以来の退学者は 1 年目の平成 23(2011)年に 1 人(退学率 4.0%)、平成 27(2015)年度に 1 人(退学率 1.9%)の計 2 人であり、その理由は経済的理由及び健康上の理由であった。休学を希望する場合は、健康上の理由と業務多忙の理由であった。多くの社会人学生は勤務と学業の両立に苦労しているが、個々の学生にとって最善の策を講じるよう、指導教員、担任、事務職員等が連携して対応に当たっている。学生生活委員会では、学生相談の情報の集約と対応についてのフローを作成し、個々の学生に対応している。

(10) 学生アンケートの活用

FD 委員会が実施しているカリキュラム・アンケート、及び学生生活委員会が実施している学生生活満足度アンケート等の結果を活用し、学修支援を行っている。例として、授業の配布資料の文字の大きさの改善などが迅速に行われた。

(11) 研究員制度

本学を修了し、医療現場等で医療安全の実践を行っている修了生が、科目のファシリテーター等として授業支援を行っている。本学の学生は勤務と学業を両立させているため、在校生を TA として活用することは難しいが、修了生を本学研究員として受入れ、「医療セーフティマネジメント学特論」及び「医療リスクマネジメント学特論」の授業支援を行っている。

(12) 障害学生支援

障害学生支援については、当該学生が履修する科目担当教員・講師に対して、学生生活委員会が注意事項を記載した文書を配布し、授業実施の際の留意点の周知を図っている。また支援機材の準備は事務部が担当し、教職員が連携して学生の履修を支援している。

[エビデンス集：データ編]

【表 2-4】退学者数の推移（過去 3 年間）

[エビデンス集：資料編]

【資料 2-3-1】ホームページ（学生生活→学生相談・学生支援）

【資料 1-2-8】と同じ

【資料 2-3-2】大学ポートレート（学生生活支援）

【資料 2-3-3】平成 28（2016）年度新入生ガイダンス・オリエンテーションプログラム

【資料 2-3-4】平成 28（2016）年度新 2 年生対象オリエンテーションプログラム

【資料 2-3-5】平成 28（2016）年度シラバス 【資料 F-12】と同じ

【資料 2-3-6】長期履修に関する取扱規程 【資料 1-2-9】と同じ

【資料 2-3-7】平成 27（2015）年度修士論文中間報告会評価コメント一覧

【資料 2-3-8】図書館利用案内

【資料 2-3-9】学生相談情報の集約と対応のフロー（学生生活委員会）

【資料 2-3-10】カリキュラム・アンケート結果

【資料 2-3-11】学生生活に関するアンケート調査結果

【資料 2-3-12】学生生活満足度調査結果

【資料 2-3-13】研究員規程

【資料 2-3-14】障害学生修学支援規程

【資料 2-3-15】聴覚に障がいのある学生への修学支援計画（学生生活委員会）

【資料 2-3-16】聴覚に障がいのある学生への講義に関するお願い（学生生活委員会）

(3)2-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学は非常に小規模な大学院大学であることから、すべての教職員が連携・協働し、それぞれの立場で学生の学修支援・授業支援を行っている。今後は FD 委員会及び学生生活委員会が行うカリキュラム・アンケート、学生生活満足度アンケート等の意見を元に、さらに学修支援・授業支援の改善を図っていく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1)2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2)2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

[事実の説明]

授業科目の成績評価については、学則第 8 条において、「学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する」と定められている。各授業科目の成績は、学則第 11 条第 2 項に以下のように定められ、100 点満点として A、B、C 及び D を合格、E を不合格とする。

- A (90 点以上)
- B (80 点以上 90 点未満)
- C (70 点以上 80 点未満)
- D (60 点以上 70 点未満)
- E (60 点未満)

また、特別演習及び課題研究以外のすべての科目の成績評価基準はシラバスに明記されており、学生便覧及びホームページに公表されている。シラバスには、評価のポイントや授業時間外に必要な学修についても記載されている。さらに、履修等に関する規程第 6 条第 3 項に「授業科目の試験は、当該授業を 3 分の 2 以上出席した学生が受けられる」と定めており、出席状況も重視されている。これらの成績評価は、成績通知書として年 2 回学生に配布され、学生自身が履修状況を把握できるようにしている。

修了要件については、学則第 14 条に「研究科の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、所要の授業科目について必要な単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること」と定められている。また、履修等に関する規程第 12 条には「課題研究（修士論文作成）（以下「学位論文」という。）を提出しようとする学生は、1 年以上在学し、第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号に規定する単位数をすべて修得していなければならない」とされており、具体的には選択科目 12 単位以上、必修科目 12 単位以上、選択必修科目 1 単位以上、特別演習 2 単位の合計 27 単位以上を修得していることが求められている。

これらの規定をもとに、本学のディプロマポリシーは以下のようにホームページ、大学案内、学生便覧、大学ポートレートにおいて公表されている。

滋慶医療科学大学院大学 ディプロマポリシー

学生が本学入学志望時に希望していた研究内容、あるいはこれに近い研究を指導し得る専任指導教員が、まず研究の方針、先行研究探索、研究倫理委員会申請について1年次第2セメスター開始まで指導します。指導教員は特別演習（ゼミ）を指導し、学生の研究実践の基盤を整備しつつ、研究倫理委員会の審査・承認を受けて本格的に研究実践を指導します。多くの場合副指導教員を置き、より広い視点から指導していきます。

学生が本学以外の施設を利用する場合は、その施設の倫理委員会等の審査・承認を得て、施設利用についてオリエンテーション等を受けて利用することになります。

研究経過チェックは定期的に主・副指導教員が随時行っています。2年次7月には中間報告会を実施しており、そこでの発表が義務付けられています。

修士論文は和文でも良いが、最低限英文抄録を添付することが求められています。

研究のレベルは、他の大学院博士後期課程入学試験においても参考資料として提出でき得るレベルのものとし、査読付学会誌、紀要に掲載され得るものとします。修士論文受理後1年以内に査読付学会誌等に投稿することを目標としています。

修士学位論文の作成について、入試合格後に研究課題を設定する段階から、最終的に修士学位論文を提出し、学位記を授与されるまでの流れが学生便覧に記載されている。ここには、提出時期や提出書類の様式等が一覧になっており、修士学位論文提出までの流れは明確に示されている。修士学位論文の研究実施計画書は、必ず本学の研究倫理委員会において審査を受けることとなっているため、研究実施計画書作成上の注意事項や修士学位論文・要旨・英文抄録等の作成要綱などの注意事項も学生便覧に記載されており、学生への周知を図っている。さらに、これらはホームページからダウンロードできるようになっており、学生の便宜を図っている。

修士学位論文の学位審査は、学位規程並びに「修士学位論文の学位審査に関する指針」に基づき行われる。すなわち、一人の学生の修士学位論文に対して、研究科長が推薦し学長により決定された主査1人と副査2人の計3人（主査は指導教員以外の専任教員、副査2人のうち1人は指導教員とする）からなる論文審査委員会がそれぞれ設定され、当該学生の学内公聴会における研究発表・質疑応答の内容を総合的に判断し、論文審査委員会の判定を教授会に提出する。論文審査委員会の判定は「合」または「否」とし、論文の一部を修正する必要があるとの意見が付された場合は、当該学生は所定の期日までに必要な修正を行って主査に提出することとされている。

以上のように、各科目の成績評価や単位認定、及び修了認定の基準は明確に規定され、厳正に適用されており、学生への周知も図られている。

[エビデンス集：データ編]

【表 2-6】成績評価基準

【表 2-7】修得単位状況（前年度実績）

[エビデンス集：資料編]

【資料 2-4-1】学則 【資料 F-3】と同じ

- 【資料 2-4-2】平成 28（2016）年度学生便覧 【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-4-3】ホームページ（教育・研究活動→修学について）
- 【資料 2-4-4】履修等に関する規程 【資料 2-2-13】と同じ
- 【資料 2-4-5】ホームページ（教育・研究活動→教育理念）
【資料 1-2-5】と同じ
- 【資料 2-4-6】平成 29（2017）年度大学案内 【資料 F-2】と同じ
- 【資料 2-4-7】大学ポートレート（本学の特色） 【資料 1-1-5】と同じ
- 【資料 2-4-8】修士学位論文等の作成要綱
- 【資料 2-4-9】ホームページ（在学生の方へ）
- 【資料 2-4-10】学位規程
- 【資料 2-4-11】修士学位論文の学位審査に関する指針

(3)2-4 の改善・向上方策(将来計画)

単位認定や修了認定等は規程に基づき厳正に運用されているので、大きな問題はない。平成 28（2016）年 3 月 31 日付けの学校教育法施行規則の改正に伴って 3 つのポリシーに関するガイドラインが発表され、本学では将来計画委員会と教務委員会、入試委員会が連携して 3 ポリシーの改訂作業を開始した。平成 28（2016）年度中には新たな 3 ポリシーを公表する予定である。また、教務委員会においては修士学位論文の質向上を目指した新たな評価のあり方を検討中であり、平成 28（2016）年度から試行することとなっている。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1)2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2)2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

[事実の説明]

本学学生は平成 28（2016）年度入学生まですべて社会人経験者であり、職業を持って学業に取り組んでいる者が大半であるが、在学生が就職・転職を希望した場合は、学生生活委員会が指導教員とともに対応している。また、必要に応じて本学園各専門学校のキャリアセンターを利用した就職支援を行っている。

本学に入学する学生は、医療安全管理学や医療経営管理学の領域を学修・研究し、修士の学位を取得することを通して、自身のキャリアアップとすることを目的としている。修了生の状況を見ると、本学を修了したことによって、所属機関での医療安全管理者、あるいは医療安全管理関連の研修担当者として修得した知識・技能等を発揮しており、また看護協会など地域の職能団体や大学等の教育機関において講師として活躍している

者もいる。

看護管理関連の修士学位論文で本学を修了した者は、公益社団法人日本看護協会の認定看護管理者の第1段階審査である書類審査に申請することが可能であり、平成27

(2015)年度に修了生1人が認定看護管理者に合格した。この資格は、患者や家族、地域住民の多様なニーズに対して質の高い看護サービスを提供することのできる看護管理者の資質を認定するものであり、看護系の修了生にとって有益なキャリアアップとなるものである。

また、本学の必修科目である「医療セーフティマネジメント学特論」(2単位)と「医療リスクマネジメント学特論」(2単位)の2科目を履修すると、医療機関における医療安全管理加算が適用される医療安全管理者となることが可能である。これも医療現場等で活躍する修了生にとって有益なキャリアとなる。

その他、選択科目として「看護キャリアマネジメント論」を開講しており、学生のキャリアアップの一助としている。

修了生のキャリアアップの状況を把握するため、職位の変化、転職の状況、研究活動状況などに関するアンケート調査を行った。修了生の意見として、「医療安全という重要なテーマを多職種と協同して学ぶことのできる貴重な機会」であるとして、多職種の学生・教員が一堂に会してフラットな環境で議論できる本学の学修環境そのものが、学生にとっての重要なキャリア開発となったことが記されている。

[エビデンス集：データ編]

【表 2-9】就職相談室等の利用状況

[エビデンス集：資料編]

【資料 2-5-1】学生生活委員会規程

【資料 2-5-2】ホームページ（学生生活→卒後支援・就職支援）

【資料 2-5-3】学校法人大阪滋慶学園ホームページ（教育・研究・就職活動→就職サポート）

【資料 2-5-4】修了生アンケート結果

【資料 2-5-5】ホームページ（教育・研究活動→研究科の概略）

【資料 1-2-10】と同じ

【資料 2-5-6】ホームページ（ニュース→修了生が認定看護管理者に合格）

【資料 2-5-7】平成28（2016）年度学生便覧 【資料 F-5】と同じ

(3)2-5 の改善・向上方策(将来計画)

医療職者を中心とした社会人学生が学ぶ大学院修士課程として、学生の社会的・職業的自立を支援する体制は整備されている。

学位取得が学生にとってさらに有益なキャリアアップとなるよう、本学事務局は法人事務局と連携して教育訓練給付金の申請を平成28（2016）年5月に行った。認定を受けた場合は、次年度以降の入学生が教育訓練給付金の対象となり、学生にとってのメリットが増大すると考えられる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1)2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2)2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

[事実の説明]

本学ではすべての授業科目の到達目標と成績評価方法・評価のポイント、及び授業時間外に必要な学修についてシラバスに明記し、学生便覧及びホームページに公表している。履修科目の成績評価は前期、後期終了時に学生に通知され、学生自身も達成状況を把握することができる。

また、FD 委員会では授業終了後速やかにカリキュラム・アンケートを実施し、学生の理解度や授業の改善点についての情報を収集して、学生及び教員へのフィードバックを行っている。学生生活委員会が実施する学生生活に関するアンケート調査においては、授業以外の学修時間等について調査を行っている。さらに、自己点検・評価委員会が中心となって実施した修了生アンケートにおいては、修了後のキャリアアップを含めて、教育目的の達成状況について現状把握に努めている。

A. カリキュラム・アンケートの実施

カリキュラム・アンケートは FD 委員会が実施するもので、平成 23 (2011) 年度の開学時より、各セメスターの前半・後半終了時、すなわち年 4 回 (6 月・8 月・11 月・2 月) 受講学生に対して調査を行っている。アンケートは授業科目ごと、オムニバス形式の授業の場合は担当講師ごとに、以下の項目について問うものである。

1) 科目担当教員について (4 段階評価)

1-1 担当教員はわかりやすく講義したか。

1-2 担当教員は受講者の意見を反映させようと努力したか。

2) 受講者自身について (4 段階評価)

2-1 科目内容を十分に理解できたか。

2-2 科目の出席状況の自己評価はどうか。

2-3 科目に関する自身の総合評価はどうか。

3) 担当教員への要望 (フリーコメント)

アンケートの実施方法は、平成 23 (2011) 年度～平成 26 (2014) 年度は用紙を配布し記入後回収する方法で行っていたが、平成 27 (2015) 年度よりインターネット上で回答できるシステムを導入し、学生への便宜を図っている。全体的な集計結果は FD 委

員会より教授会に提出し、教職員全員で情報共有を行うとともに、学生に対しては学生ロビーの掲示板での掲示によって公表している。担当教員に対しては、教員ごとの評価及びコメントをまとめたシートを配布してフィードバックを行っている。

B. 学生生活に関するアンケート調査

学生生活に関するアンケート調査は学生生活委員会が実施するもので、平成 25(2013)年度から毎年 7 月に全学生を対象として行っている。実施は用紙を配布して回収する方法で行い、学生生活委員会が集計を行っている。

アンケート項目は以下の内容で、一部フリーコメントも記載できるものである。

- 1) 学年
- 2) 講義時間以外の学修時間数
- 3) 職場の協力の有無
- 4) 自習室及び図書館の利用状況
- 5) 学生間および学生と教員の交流状況
- 6) その他の意見（学修環境や学習意欲向上についての改善提案等）

学生生活委員会では上記アンケートとは別に、毎年 2 月に学生生活満足度調査を行っている。アンケート項目は 7 月実施の学生生活に関するアンケート調査と重複するものもあるが、以下のような内容で選択肢が中心である。

- 1) 学年
- 2) 本学の学生生活の満足度（事務職員の対応、教員との関係、健康面の支援体制、奨学金などの支援体制、各種相談の対応体制、他）
- 3) 施設・設備に対する満足度（自習室、図書館、学内の清掃状況、他）
- 4) 本学に対する総合的な満足度（人間的成長、キャリアプラン、勉学状況、教育・研究推進態勢、他）
- 5) 講義時間以外の学修・研究時間
- 6) 自習室・図書館の利用状況と利用時間帯
- 7) 休日の自習室利用可能日の利用状況
- 8) 大学院での学生生活（相談相手の有無、医務室利用状況、学生間の情報交換状況、他）
- 9) その他の意見（学修環境や学習意欲向上についての改善提案等）

これらのアンケート集計結果は学生生活委員会において審議された後、研究科教授会に提出され、教職員全員の情報共有を行っている。また、学生ロビーの掲示板に掲示することで公表し、学生からの質問や提案に対して大学としての回答を記載している。

C. 修了生対象アンケート

開学 5 年目を迎えた平成 27（2015）年秋から冬にかけて、自己点検・評価委員会が中心となって全修了生を対象としたアンケート調査を行った。アンケートの目的は、本学のこれまでの活動について修了生の立場から検証することであり、全 20 項目について自由回答法で記入するものである。主な内容は以下の通りである。

- 本学修了後の職場の変更の有無、待遇面の変化

- 職場における医療安全等の研修担当の有無
 - 業務において本学学修の活用状況
 - 所属学会及び学会等での研究発表等の状況
 - 職場や外部機関における委員等の担当の有無
 - 在学中の受講科目で特によかった科目、改善の必要な科目、及びそれらの理由
 - 在学中に苦労したこと、修士論文研究において苦労したこと
 - 在学中の教育環境の満足度、改善の必要な点
 - 後輩へのアドバイス、及び本学への改善提案等
- これらのアンケート結果は、大学院大学運営会議及び教授会で報告された。

[エビデンス集：資料編]

- 【資料 2-6-1】平成 28（2016）年度シラバス 【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-6-2】平成 28（2016）年度学生便覧 【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-6-3】ホームページ（教育・研究活動→授業科目一覧）
【資料 2-2-4】と同じ
- 【資料 2-6-4】カリキュラム・アンケート結果 【資料 2-3-10】と同じ
- 【資料 2-6-5】学生生活に関するアンケート調査結果 【資料 2-3-11】と同じ
- 【資料 2-6-6】学生生活満足度調査結果 【資料 2-3-12】と同じ
- 【資料 2-6-7】修了生アンケート結果 【資料 2-5-4】と同じ

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

「事実の説明」

FD 委員会が年 4 回実施するカリキュラム・アンケートの結果は、FD 委員会での審議を経て直近の研究科教授会に報告され、教職員の情報共有を行っている。学生に対しては、実施回ごとにアンケート結果のまとめを学生ロビーの掲示板に掲示し、フィードバックを行っている。また、科目担当の教員に対しては、当該科目の評価値と全体の評価平均値の一覧及びコメントをシートにしたものを配布し、フィードバックを行っている。

学生生活委員会が実施している学生生活に関するアンケート調査及び学生生活満足度調査の結果は、学生生活委員会での審議を経て直近の研究科教授会に報告され、教職員が情報共有できるようになっている。これらのアンケート結果は学生ロビーの掲示板に掲示し、学生からの質問や意見に対する大学としての回答も合わせて掲示している。

修了生アンケートについては、自己点検・評価委員会より大学院大学運営会議に詳細な報告を行い、また研究科教授会にも報告された。このアンケートは本学の全体的な教育・研究活動を検証することを目的としており、多様な内容を含んでいるので、その内容に応じて各委員会での検討資料として活用している。

これらのアンケート結果に基づき、以下のような改善を行った。

- 1) 平成 24 (2012) 年度より、平日開講の必修科目はすべて 6 限目 (19:55~21:25) に配置した。勤務終了後に授業を受ける学生に配慮したものである。
- 2) 平成 25 (2013) 年度より、修了に必要な単位数を 37 単位から 35 単位に削減した。社会人学生への負担軽減を図ることが目的である。

- 3) 平成 27 (2015) 年度より、科目担当教員のオフィスアワーを設定した。平成 28 (2016) 年度からは非常勤講師についてもオフィスアワーを必須とした。授業に対する質問等に対応するものである。
- 4) 平成 27 (2015) 年度より、従来 1 年次に配置されていた必修科目のうち「患者参加論」を 2 年次に配置することとした。研究活動に集中する 2 年次にも学生間の交流を継続することで、不安を取り除くことが目的である。
- 5) 平成 27 (2015) 年度と 28 (2016) 年度にシラバスの書式を改訂し、到達目標や授業時間外に必要な学修、成績評価のポイントなどの記載を必須とした。各科目の学修内容に関する学生の理解を深めることを目的としている。

[エビデンス集：資料編]

- 【資料 2-6-8】カリキュラム・アンケート結果 【資料 2-3-10】と同じ
- 【資料 2-6-9】カリキュラム・アンケート フィードバックシート
- 【資料 2-6-10】学生生活に関するアンケート調査結果 【資料 2-3-11】と同じ
- 【資料 2-6-11】学生生活満足度調査結果 【資料 2-3-12】と同じ
- 【資料 2-6-12】修了生アンケート結果 【資料 2-5-4】と同じ
- 【資料 2-6-13】意見箱への意見とその回答
- 【資料 2-6-14】平成 28 (2016) 年度シラバス 【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-6-15】平成 23 (2011) 年度～平成 28 (2016) 年度時間割

(3)2-6 の改善・向上方策(将来計画)

本学では定期的に学生に対するアンケート調査を実施し、その結果をフィードバックすることによって教育内容や方法等の改善を図るシステムを構築している。これらのアンケート調査に関しては、IR の観点から一貫性のあるものに改訂すべきとの意見が IR に関するワーキンググループから提出されており、平成 28 (2016) 年度に作業を進めることになっている。また、修了生アンケートについては、教務委員会、学生生活委員会、入試委員会等が関係する項目のデータを元に、教育・研究指導の改善を図ることとなっている。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1)2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2)2-7 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-7-① 学生生活の安定のための支援

[事実の説明]

学生生活の支援は、学生生活委員会と事務部が主体となって対応している。学生生活委員会は、奨学支援、就職支援、修学支援、福利厚生、安全・健康支援、課外活動支援などについて年間計画を作成し、支援の充実に努めている。小規模大学であるため、事務部窓口は1箇所のみであり、あらゆる相談の窓口として学生を全面的に支援している。事務部にもたらされた情報は各委員会と共有し、個々の学生の修学面・生活面等の問題点や不安の解消に全学的に取り組んでいる。

学生生活支援について、本学では以下のような取組みを行っている。

(1) 経済的支援

日本学生支援機構の奨学金は、貸与を希望する学生の申請をもとに本学が定める基準に従って担当教員（アドバイザーまたは主指導教員）が面談を行い、学生生活委員会及び研究科教授会の審議を経て学長が推薦を決定している。その他の奨学金制度として、女子大学院生を対象とした国際ソロプチミスト女子学生奨学金の制度や、外国人私費留学生を対象とした公益財団法人ロータリー米山奨学会の奨学金制度があり、これまでに各1人が奨学金を受給している。ともに給付型の奨学金制度である。さらに、本学園各専門学校の卒業生を対象とした大阪滋慶育英会の奨学金（給付型）が平成27（2015）年度入学生から適用されるようになった。また、学費納入については、個々の学生の状況に応じた分割納入の制度も整備され、事務部が個別に対応している。

(2) クラス担任制・指導教員制

本学では入学時に学年ごとのクラス担任（男女の専任教員各1人）を配置し、学生の修学面や生活面等の問題に担任が対応することとしている。学生には研究指導のための指導教員が主・副の原則2人つくことになっており、クラス担任を含めて複数の教員がセーフティネットを構築している。なお、各学年には学生のクラス代表2人が選出され、クラス内の情報共有やクラスと教員との窓口としての役割を果たしている。

(3) 心身の健康支援

学内に医務室を設け、体調不良を訴えた場合の休養施設としている。本学教員の半数以上は医師、看護師等の医療資格者であり、医務室担当の医師・看護師各2人を指定している。心理面での支援については、平成27（2015）年4月より校舎近隣に「滋慶トータルサポートセンター（JTSC）新大阪」が設置され、本学の学生・教職員の相談に対応している。JTSC 新大阪には常駐のカウンセラーが配置され、予約制で個別相談に対応している。年度初めにJTSC 新大阪のメールアドレス等が記載されたアクセスカードを学生全員に配布している。

(4) 公欠制度

本学の学生は医療機関等に勤務する社会人が主体となっているため、例えば患者の生命に関わるような緊急業務や、職場における重要な会議等の出席などのために授業に出席できない場合が生じることがある。このような場合には、所属機関の上長の証明をもとに公欠を認める制度を設け、学業と勤務の両立に配慮している。

(5) 学生保険への加入

本学の学生は、公益財団法人日本国際教育支援協会が運営する学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）及び学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）に加入している。この保険により、正課のみならず通学途中等の事故に対応するとともに、研究活動に伴う学外での賠償責任にも対応が可能となっている。なお、修学年限中の保険料は本学が負担し、長期履修生等 3 年目以降の保険料は自己負担となっている。

(6) 同窓会活動

平成 27（2015）年 7 月に修了生が自主運営を行う同窓会「滋安会」が発足した。活動内容は、修了生のみならず在学生等を対象とした講演会や勉強会を主体としており、修了生と在学生との交流を深め、在学生の学修や研究活動、職場実践等の支援にも貢献している。

(7) 意見箱の設置

学生自習室には、学生の自由な意見を匿名で直接提出することができる「意見箱」を設置している。意見箱の中は事務部が定期的に点検し、出された意見に対しては学生生活委員会が対応している。

(8) ハラスメントへの対応

ハラスメントに対しては「ハラスメント防止規程」を定めており、事務部が相談窓口となっている。ハラスメント防止規程は、学生便覧及びホームページに掲載されている。なお、教職員への啓発活動としてハラスメント研修も実施している。

(9) 学生食堂

本学校舎の地下 1 階に学生食堂「ジケイレすとらん」があり、夜間や土曜日でも軽食等を提供している。

(10) 課外活動

本学の学生は学業と学修・研究活動を両立させているので、一般の学部学生のような課外活動を行う時間的余裕がほとんどないが、一部の科目では課外活動として授業時間外に施設見学を行っている。例えば「患者参加論」では、「患者の気持ちに立ったケア」を実践している医療機関の見学を行っている。

[エビデンス集：資料編]

- 【資料2-7-1】 学生生活委員会規程 【資料2-5-1】 と同じ
- 【資料2-7-2】 ホームページ（学生生活→経済的支援・奨学金制度について）
- 【資料2-7-3】 奨学金貸与・給付の状況
- 【資料2-7-4】 奨学金希望者の学内選考基準
- 【資料2-7-5】 奨学金返還免除候補者選考基準

- 【資料2-7-6】大阪滋慶育英会奨学金
- 【資料2-7-7】ホームページ（学生生活→学生相談・学生支援）
【資料1-2-8】と同じ
- 【資料2-7-8】クラス担任の内規について（学生生活委員会）
- 【資料2-7-9】医務室運用規程
- 【資料2-7-10】滋慶トータルサポートセンター（JTSC）新大阪リーフレット
- 【資料2-7-11】滋慶トータルサポートセンター（JTSC）新大阪アクセスカード
- 【資料2-7-12】平成28（2016）年度JTSC開室表
- 【資料2-7-13】平成28（2016）年度学生便覧 【資料F-5】と同じ
- 【資料2-7-14】滋慶医療科学大学院大学同窓会規約
- 【資料2-7-15】ハラスメント防止規程
- 【資料2-7-16】ホームページ（大学院大学について→教育・研究活動の情報公表）
- 【資料2-7-17】平成27（2015）年度ハラスメント研修資料
- 【資料2-7-18】ホームページ（学生生活→学生食堂）
- 【資料2-7-19】平成26（2014）年度「患者参加論」課外活動企画書及び報告書

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

〔事実の説明〕

学生生活委員会では毎年 7 月に全学生を対象とした「学生生活に関するアンケート調査」を実施し、また毎年 2 月には全学生を対象とした「学生生活満足度調査」を行っている（表 2-7-1）。

表 2-7-1 学生生活関連のアンケート調査

アンケート	学生生活に関するアンケート調査	学生生活満足度調査
実施時期	毎年 7 月（中間報告会に合わせて実施）	毎年 2 月（公聴会に合わせて実施）
調査内容	(1) 学年 (2) 講義時間以外の学修時間数 (3) 職場の協力の有無 (4) 自習室及び図書館の利用状況 (5) 学生間および学生と教員の交流状況 (6) その他の意見（学修環境や学習意欲向上についての改善提案等）	(1) 学年 (2) 大学院での学生生活の満足度（事務職員の対応、教員との関係。健康面の支援体制、奨学金などの支援体制、各種相談の対応体制、他） (3) 施設・設備に対する満足度（自習室、図書館、学内の清掃状況、他） (4) 本学に対する総合的な満足度（人間的成長、キャリアプラン、勉学状況、教育・研究推進態勢、他） (5) 講義時間以外の学習・研究時間 (6) 自習室・図書館の利用状況と利用時間帯 (7) 休日の自習室利用可能日の利用状況 (8) 大学院での学生生活（相談相手の有無、医務室利用状況、学生間の情報交換状況、他） (9) その他の意見（学修環境や学習意欲

		向上についての改善提案等)
--	--	---------------

学生生活関連の2つのアンケートは、一部の内容は重複しているが、7月のアンケートでは学生が置かれている環境、特に社会人学生が職場と学業を両立できているか、学修時間を確保できているかを中心に問うものであり、2月のアンケートは本学全体の学生生活支援の状況について問うものである。それぞれ時期に応じて、学生の率直な意見を把握し、教学運営や事務対応の改善を図ることを目的としている。

これらのアンケート結果、並びに学生自習室に設置した「意見箱」への意見をもとに学生の意見や要望を把握し、また学生生活委員会で分析・検討した内容については研究科教授会に報告して全教職員への周知を図っている。

学生アンケートの意見をもとに、自習室のある8階にコピー機を設置し、また給湯室の設備の充実を図った。休日や長期休暇中の自習室や図書館の利用時間については、学生ロビーへの掲示とともに、学生に個別にメールで連絡するとともに、ホームページの在学生ページに記載して、学生の便宜を図っている。

[エビデンス集：資料編]

- 【資料2-7-20】学生生活に関するアンケート調査結果 【資料2-3-11】と同じ
- 【資料2-7-21】学生生活満足度調査結果 【資料2-3-12】と同じ
- 【資料2-7-22】意見箱への意見とその回答 【資料2-6-13】と同じ
- 【資料2-7-23】ホームページ（在学生の方へ） 【資料2-4-9】と同じ

(3)2-7の改善・向上方策(将来計画)

本学の学生の大多数は社会人であることから、仕事と学修・研究活動を両立するためのケアは重要であり、指導教員や担任、事務職員などが様々な面から支援を行っている。また、学生生活委員会も組織的に学生の支援を行っている。

従来2年次は修士学位論文研究に集中するため、必修科目は1年次に開講していたが、平成27(2015)年度から必修科目1科目を2年次開講に変更した。これは孤立しがちな修士学位論文作成期間にも学生間の相互交流を図って、学生の不安感や孤独感を減少させるための試みである。

現状においてカリキュラム・アンケートはFD委員会が、また学生生活満足度調査は学生生活委員会が主体となって行っているが、今後はIR活動の一環としてこれらのアンケートの一元化を進め、学生の情報を迅速かつ丁寧に収集するとともに、これらの情報を共有して改善に活かす方策について検討が進められている。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1)2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2)2-8 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

[事実の説明]

本学は 1 研究科 1 専攻の修士課程のみの大学院大学である。大学院設置基準に定める必要教員数（保健衛生学関係）は、研究指導教員 6 人と研究指導補助教員 6 人の計 12 人である。平成 23（2011）年の開学時には研究指導教員として教授 12 人、准教授 2 人、研究指導補助教員として准教授 1 人の計 15 人が認められ、その後学年進行終了後の平成 25（2013）年 4 月の本学研究科教授会において講師以上を全員研究指導教員に、また助教を研究指導補助教員として認定することが承認された。

平成 28（2016）年 5 月 1 日現在の教員数は、研究指導教員 17 人（教授 10 人、准教授 6 人、講師 1 人）、研究指導補助教員 1 人（助教 1 人）の計 18 人であり、全員が博士号を所有している。教授の数も必要研究指導教員数の 3 分の 2 以上の規定を満たしている。なお、女性教員の比率は 39%である。

本学が教育目的とする医療安全管理学や医療経営管理學は学際領域の学問であり、医学・看護学・薬学・工学・人間科学・経営学など多様な分野の専任教員を置いている。専任教員は教育課程に定められた授業科目を担当するとともに、学生の修士学位論文指導にあたるため、特別演習と課題研究を担当している。兼任教員はそれぞれ専門性の高い授業科目を担当している。必修科目・選択必修科目・選択科目の計 40 科目のうち、専任教員のみが担当する科目は 18 科目、専任教員と兼任教員が分担して担当する科目は 8 科目、兼任教員のみが担当する科目が 14 科目となっている。

専任教員の年齢は、31～40 歳 4 人、41～50 歳 4 人、51～60 歳 3 人、61～70 歳 6 人、71 歳以上 1 人となっており、バランスのとれた構成となっている。

[エビデンス集：データ編]

【表 2-5】授業科目の概要

【表 2-15】専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成

[エビデンス集：資料編]

【資料 2-8-1】平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院設置基準第九条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数）

【資料 2-8-2】研究科教授会議事要旨（平成 25（2013）年 4 月 10 日）

【資料 2-8-3】ホームページ（大学院大学について→教育・研究活動の情報公表→教員の状況（専任教員数など））

【資料 2-8-4】ホームページ（教育・研究活動→教員一覧） 【資料 1-3-25】と同じ

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめ

とする教員の資質・能力向上への取組み

〔事実の説明〕

本学における教員の採用及び昇任については、「教員等選考基準」及び「教員等の任用及び昇任手続に関する規程」に基づいて進められる。

教員の新規採用の場合、理事長の発議により研究科教授会において3人の委員からなる審査委員会が組織される。委員会は選考方針、応募期限等を決定して、これを本学ホームページに掲載し、原則公募により募集する。審査委員会は候補者1人を選考し、研究科教授会に報告し教授のみによる投票を経て学長により決定され、最終的には理事長により承認される。

教員の昇任の場合も同様に、審査委員3人からなる委員会が組織され、昇任候補者を選考して研究科教授会に報告する。研究科教授会での投票は教授のみで行われる。

専任教員は、年間（1月～12月）の研究業績（学術論文発表、著書、学会発表等）、社会貢献、国際貢献、外部資金獲得状況等について、所定の書式で報告することとなっている。事務部は全専任教員及び特任教員の業績をまとめて、理事会に報告している。

本学では、教員の教育指導・研究指導等の能力向上を目的とした研修をすべてFD研修と位置づけ、FD委員会が学長・研究科長と連携して企画運営を行っている。講師は学内教員が担当する場合と、外部から専門家を招へいして行う場合がある。

平成27（2015）年度に実施した主な研修テーマは以下の通りである。

- ・「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針について」（学内講師）
- ・「新任教員による研究活動紹介」（学内講師）
- ・「医療事故調査制度への対応」（学内講師、学外講師）
- ・「組織的なFDの推進」（学外講師）
- ・「研究倫理研修～不正行為防止のために～」（学内講師）
- ・「医療安全施策の動向」（学外講師）
- ・「医療安全学研究体系化に向けて」（学内講師）

〔エビデンス集：資料編〕

【資料 2-8-5】教員等選考基準

【資料 2-8-6】教員等の任用及び昇任手続に関する規程

【資料 2-8-7】ホームページ（お知らせ→滋慶医療科学大学院大学教員の募集について）

【資料 2-8-8】平成27（2015）年度各校事業報告 滋慶医療科学大学院大学（決算理事会資料）

【資料 2-8-9】平成23（2011）～27（2015）年滋慶医療科学大学院大学研究業績

【資料 2-8-10】平成27（2015）年度FD研修資料 【資料 2-2-16】と同じ

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

〔事実の説明〕

本学は修士課程のみの大学院大学であるため、多様な背景をもつ学生が、医療安全管理学や医療経営管理学という学際的な学問を学修・研究するにあたり、専門外の分野に

り（図 2-9-1）、大阪滋慶学園合同校舎の 8 階から 11 階の 4 フロアに表 2-9-1 に示した教育施設を整備している。

校舎内は全館無線 LAN が完備しており、学生や教職員がネットワークを利用できる。これにより、図書館が提供する電子ジャーナルや各種データベースを利用することも可能である。

図書館は 8 階に位置し、平日は 21 時まで、土曜日は 18 時まで開館して専任及び非常勤の司書が学生対応を行っている。図書館では、メディカルオンライン、医学書院 MedicalFinder、Springer、Wiley など、医療、看護、心理、経営、社会等の幅広い分



野における約 9,000 タイトルの電子ジャーナルと、冊子体の雑誌として 550 タイトルを

図 2-9-1 滋慶医療科学大学院大学の立地

表 2-9-1 学内主要施設一覧

施設の名称	施設の概要
視聴覚大講義室	96 席。式典、公聴会、講演会、授業に使用。
講義室（2 室）	20 席・40 席。授業等に使用。
会議室兼演習室	18 席。演習、会議、特別演習等に使用。
学生自習室	54 席。学生用ロッカーも配備。
学生ロビー	学生の自由な談話室。
図書室	閲覧席 17 席、利用者用パソコン 6 台等を設置。開架システム。
一般実験・実習室	3 つのブースを設置し、特別演習、学生のグループワーク等に使用。
情報処理室	統計ソフトを搭載したコンピュータを設置。
心理学実験・実習室	心理学系の実験研究室。眼球運動計測装置等の実験機器等を設置。
人間工学実験・実習室	人間工学系の実験実習室。

教員研究室（20 室）	専任教員に一人 1 室。
理事長室	
学長室	
医務室	
事務室	

図書館内と書庫に保管、提供している。論文検索型データベースとしては、医中誌 Web、JDream、MEDLINE with Full Text、CINAHL Complete、PsycINFO、ERIC など最新の研究成果や研究動向を精度よく文献収集できるものを提供している。これらの電子ジャーナルや各種学術情報データベース、図書館蔵書目録検索等は、学内の無線 LAN 下であれば研究室、学生自習室など学内のどこからでも利用することができる。また本学図書館に所蔵されていない場合は、図書館間相互協力を通して当該資料を迅速に提供している。併せて、平成 26（2014）年 6 月から国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」が利用できるようになり、学生の研究を支援している。

なお、医療・福祉系の一般的な図書・雑誌については、近接する本学園の大阪ハイテクノロジー専門学校、大阪保健福祉専門学校、大阪医療福祉専門学校の図書室を利用することが可能である。

図書館資料の所蔵数、及び入館者等利用状況は表 2-9-2 及び表 2-9-3 のとおりである。

表 2-9-2 図書館資料の所蔵数（平成 28 年 4 月 1 日現在）

図書の冊数（冊）	学術雑誌（種）		電子ジャーナル（種）
	国内誌	外国誌	
8,058	359	189	8,987

表 2-9-3 図書館利用状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
入館者数（人）	268	909	1,231	1,185	1,309
年間貸出冊数（冊）	87	316	420	377	469

図書館の利用法等については、入学時にオリエンテーションを行い、論文の検索や文献入手についてのガイダンスは個別または少人数単位で随時行っている。学生への指導の充実を図ることを目的として、平成 24（2012）年・25（2013）年に大阪大学生命科学図書館の専門職員による文献検索方法及び著作権、文献引用法などについての講義を数回にわたって開催した。

本学校舎は平成 18（2006）年に竣工した建物で、制振構造となっているので地震の際に被害を抑えることができる。また、エレベーターや障害者用トイレ、障害者用駐車場、視覚障害者誘導用ブロック等を設置し、バリアフリーにも配慮している。校舎全体のメンテナンス管理については、本学園が業者との間で業務委託の契約を締結しており、設備点検や清掃、廃棄物処理などの業務を業者に委託している。

防災管理に関しては、「防火・防災管理規程」を整備し、年 1 回の消防避難訓練には

学生・教職員が参加している。訓練終了後には教職員の消火訓練も行っている。さらに、教職員・学生に防災マニュアルブックを配布し、災害時の対応について啓発している。

立地の便が良いため、平日昼間などの授業がない時間帯には「施設管理規程」に基づき学内施設を外部機関等に貸出することもあるが、これは本学の認知度向上にも役立っている。

〔エビデンス集：資料編〕

- 【資料 2-9-1】 ホームページ（交通アクセス） 【資料 F-8】 と同じ
- 【資料 2-9-2】 平成 28（2016）年度学生便覧 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 2-9-3】 平成 28（2016）年度新入生オリエンテーション配布資料（情報関係）
- 【資料 2-9-4】 図書館利用案内 【資料 2-3-8】 と同じ
- 【資料 2-9-5】 ホームページ（学生生活→図書館）
- 【資料 2-9-6】 図書館利用規程
- 【資料 2-9-7】 文献検索講義資料
- 【資料 2-9-8】 大阪滋慶学園合同校舎新築工事 制振水槽調整報告書
- 【資料 2-9-9】 個別契約書（メンテナンス管理委託）
- 【資料 2-9-10】 防火・防災管理規程
- 【資料 2-9-11】 平成 27（2015）年度避難訓練結果報告
- 【資料 2-9-12】 防災マニュアルブック
- 【資料 2-9-13】 施設管理規程

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

〔事実の説明〕

本学の 1 学年定員は 24 人と少人数であり、履修科目ごとの学生数は平成 27（2015）年度において 1 人～25 人と適切な管理が行われている。履修学生数に応じて、適切な広さの講義室が選択されている。

グループワークやディスカッションなどアクティブ・ラーニングを主体とする授業科目が多いため、講義室は可動式のテーブルとイスが配置され、またスクリーンを設置しプレゼンテーションのしやすい環境を整備している。

視聴覚大教室は階段状の固定座席であり、特別講演や修士学位論文公聴会、中間報告会、入学式・学位記授与式等の式典に利用されている。

〔エビデンス集：資料編〕

- 【資料 2-9-14】 平成 27（2015）年度学生履修状況一覧

(3)2-9 の改善・向上方策(将来計画)

教育環境の整備に関しては、校地、校舎、設備、実習施設、図書館等大学設置基準及び大学院設置基準を満たしており、適切な運営・管理が行われている。今後の教育・研究環境の整備については、学生生活委員会が毎年実施する学生生活満足度調査などをもとに、学生生活委員会と事務部が中心となり、校舎全体を管理する法人事務局と連携して充実を図るよう継続して努力する。

〔基準 2 の自己評価〕

本学は入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）をホームページ等で公表し、これに沿った入学者選抜試験を実施している。入学者の実績として看護師や臨床工学技士などの医療国家資格を持って働く中堅医療職者が中心となっているため、業界への訪問活動を行って入学者の確保に当たっている。

教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）も同様にホームページ等で公表し、医療安全管理学や医療経営管理学という学際領域について体系的に学べるよう、様々な工夫を行っている。すなわち、概論科目や研究方法論的科目の開講、演習やグループワーク等のアクティブ・ラーニングを中心とした授業内容、キャップ制などである。また、地域の医療機関や医療技術者の職能団体等から意見を聴取する場を設けて、改善を図る仕組みを構築している。

学修支援については、個々の学生にアドバイザー教員、研究指導教員を配置して修士学位論文の研究指導にあたり、非常勤講師も含めたすべての科目担当者がオフィスアワーを設けて授業支援を行っている。その他、レポート課題や研究活動における文献検索等について図書館司書が積極的に支援を行い、また一部の科目では修了生が研究員の立場でファシリテーターとなり、在学生の学修を支えている。

単位認定や修了認定については学則、履修等に関する規程に明記されており、ディプロマポリシーもホームページ等で公表されている。修士学位論文提出までのフローは学生便覧に明示され、必要書類の書式や作成要綱等はホームページからダウンロードできるようになっている。

本学に入学する学生たちの入学理由のうち、医療安全管理学あるいは医療経営管理学関連のキャリアアップを図ることは最も重要な目的の一つである。修士号の取得だけでなく、身につけた知識や研究経験を現場での実践に活かしていることが多くの修了生から報告されている。さらに本学修了により、認定看護管理者資格審査の書類審査への応募が可能であることや、診療報酬上の医療安全管理者加算の対象となる医療安全管理者研修を修了したと見なされることなど、本学での学びが学生にとってのキャリア・パスとなっている。

教育目的の達成状況については、FD 委員会が実施するカリキュラム・アンケートと学生生活委員会が実施する学生生活満足度調査等をもとに、それらの結果を学生及び教職員にフィードバックし、改善を図っている。

学生の生活支援については経済的支援、学修支援、心身の健康支援等などについて、学生生活委員会と事務部が中心となって体制整備を行っている。学生の意見も学生生活委員会が年 2 回実施しているアンケート調査により把握ができており、その意見に基づいた改善がなされている。

教員は全員が博士号をもち、大学院設置基準に定める人数を超える教員配置を行っている。女性教員の比率も高く、年齢構成も若手からベテランまでバランスよく配置されている。教員の採用及び昇任は規定に基づき実施されており、FD 研修により教育指導・研究指導の能力向上を図っている。また、大学院修士課程ではあるが、多様な背景の社会人学生に配慮して概論科目やリメディアル科目を開講し、幅広い知識の習得に配慮し

ている。

本学は大阪府下の主要駅である新大阪駅に隣接し、学生の通学に非常に便利である。校舎内は無線 LAN により電子ジャーナルやデータベースにアクセスすることが可能であり、バリアフリーにも配慮されている。さらに、校舎は平成 18（2006）年竣工で耐震性に問題はなく、また制振技術により地震の揺れを低減させて被害を抑えることができる。

以上のことより、基準 2「学修と教授」の基準は満たしていると判断する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1)3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2)3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

[事実の説明]

本学園の寄附行為第3条には「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立大学院大学、私立専修学校（以下「学校」という）を設置し、学校教育を行い、又その他の目的達成に必要な事項を行うことを目的とする。」と法人の設置目的を明確に定めている。

この目的の下、本学の経営・運営は、寄附行為の他、「学校法人大阪滋慶学園事務組織規則」「学校法人大阪滋慶学園業務委任規則」「学校法人大阪滋慶学園業務決裁規則」等の諸規程、及び本学「学則」「就業規則」「大学院大学運営会議規程」「研究科教授会規程」等の諸規程に基づき行われている。

研究活動に関わる不正行為の防止については、「滋慶医療科学大学院大学における研究者及び研究支援者の行動規範」を定めて教職員が果たすべき責任と役割を明確にしており、また「研究倫理規程」「滋慶医療科学大学院大学における公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関する規程」「滋慶医療科学大学院大学における研究活動不正行為等防止規程」「利益相反ポリシー」などを定めて、教職員や学生等本学に関わるすべての人員が誠実に研究活動に従事することを定めている。

[エビデンス集：資料編]

【資料 3-1-1】 寄附行為

【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-1-2】 学校法人大阪滋慶学園 事務組織規則

【資料 3-1-3】 学校法人大阪滋慶学園 業務委任規則

【資料 3-1-4】 学校法人大阪滋慶学園 業務決裁規則

【資料 3-1-5】 学則

【資料 F-3】 と同じ

【資料 3-1-6】 就業規則

【資料 3-1-7】 大学院大学運営会議規程

【資料 1-3-5】 と同じ

【資料 3-1-8】 研究科教授会規程

【資料 1-3-6】 と同じ

【資料 3-1-9】 滋慶医療科学大学院大学における研究者及び研究支援者の行動規範

【資料 3-1-10】 研究倫理規程

【資料 3-1-11】 滋慶医療科学大学院大学における公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関する規程

【資料 3-1-12】 滋慶医療科学大学院大学における研究活動不正行為等防止規程

【資料 3-1-13】 利益相反ポリシー

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

〔事実の説明〕

本学の使命、目的を継続的に実現するため、法人の運営に関する事項は理事会と理事会の諮問機関である評議員会で審議され、寄附行為に基づき法人全体の管理運営を行っている。また、教学運営に関する事項は研究科教授会において審議し、最終的に学長が決定する。さらに法人と大学との協議のために大学院大学運営会議を設置し、「大学院大学運営会議規程」に基づき、適切に管理運営がなされている。

法人事務局は、本学及び法人内各専門学校の事務局と連携して 5 ヶ年の中期計画を策定している。これに基づき各校では単年度予算を編成し、理事会の承認後、執行している。

理事会には定例で行われる年間 3 回の理事会（予算承認理事会、決算承認理事会、秋季開催理事会）と、審議事項がある場合に開催される臨時理事会がある。評議員会は理事会に先立ち、同日開催している。なお、本学の学長は理事の一人として理事会に出席するとともに、教授会及び大学院大学運営会議においては議長を務め、教学と経営の緊密な連携の要となっている（図 3-1-1）。

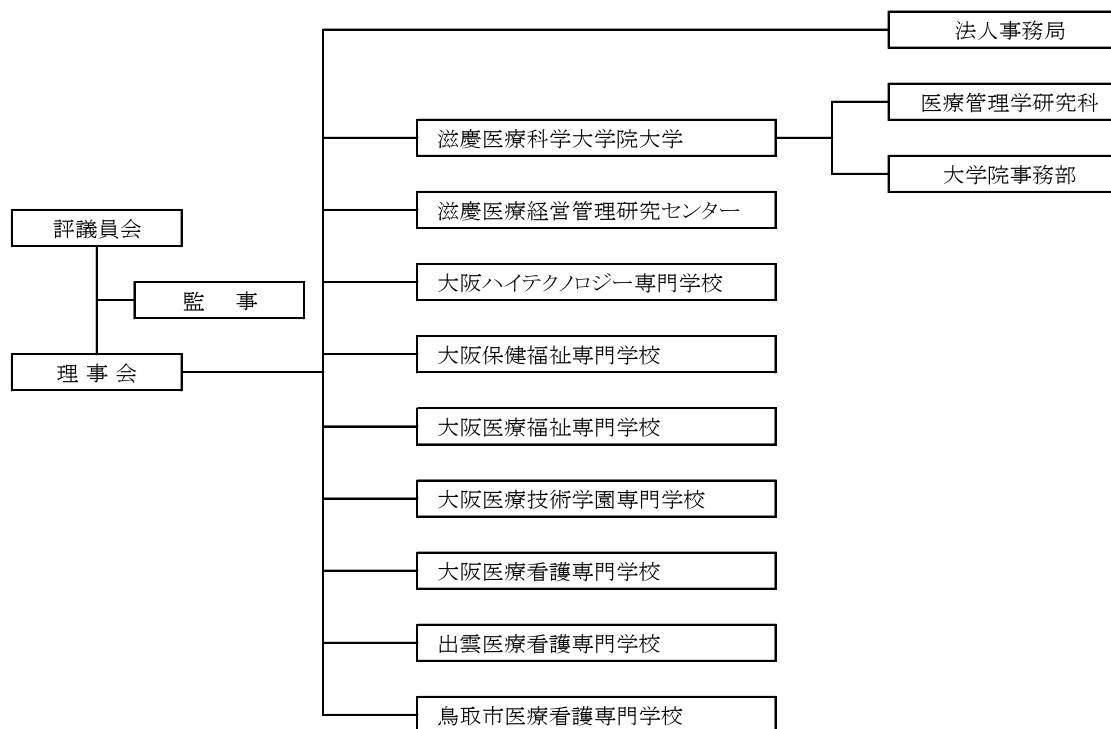


図 3-1-1 学校法人大阪滋慶学園 組織図

[エビデンス集：資料編]

- 【資料 3-1-14】 寄附行為 【資料 F-1】と同じ
 【資料 3-1-15】 研究科教授会規程 【資料 1-3-6】と同じ
 【資料 3-1-16】 大学院大学運営会議規程 【資料 1-3-5】と同じ
 【資料 3-1-17】 第 5 期 5 ヶ年計画の概要
 【資料 3-1-18】 理事・監事名簿、評議員名簿、理事会・評議員会開催記録
 【資料 F-10】と同じ

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

〔事実の説明〕

本学園及び本学の運営については、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準をはじめとする関係法令を遵守して適切に行われており、寄附行為にも明記されている。すべての教職員や学生の法令遵守については、「就業規則」「学則」「滋慶医療科学大学院大学における研究者および研究支援者の行動規範」等に定められており、それらに基づいて業務を執行し、法令遵守が義務付けられている。また、「教職員懲戒規則」や「学生懲戒規則」においても明記されている。さらに、法令改正時は速やかに対応し、必要に応じて諸規程の見直しを行っている。

学校教育法、私立学校法、大学設置基準等に関する法令の遵守状況については、エビデンス集（データ編）表 3-2 に示したとおりであり、適切に対応している。

[エビデンス集：データ編]

【表 3-2】大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況

[エビデンス集：資料編]

- 【資料 3-1-19】 寄附行為 【資料 F-1】と同じ
- 【資料 3-1-20】 就業規則 【資料 3-1-6】と同じ
- 【資料 3-1-21】 学則 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 3-1-22】 滋慶医療科学大学院大学における研究者および研究支援者の行動規範 【資料 3-1-9】と同じ
- 【資料 3-1-23】 教職員懲戒規則
- 【資料 3-1-24】 学生懲戒規則

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

〔事実の説明〕

A. 環境保全への配慮

本学園では、環境保全に対して学園全体で取り組んでいる。省エネルギー対策として年間を通して節電に取り組み、照明の削減やエレベーターの使用を控えることなどを全教職員が実践するとともに、学生への啓発として学生ロビーにポスターを掲示し、各教室等に消灯啓発のステッカーを貼っている。また、毎年5月1日～10月31日をクールビズ

【資料 2-7-17】と同じ

【資料 3-1-32】 滋慶医療科学大学院大学における研究者および研究支援者の行動規範 【資料 3-1-9】と同じ

【資料 3-1-33】 研究倫理規程 【資料 3-1-10】と同じ

【資料 3-1-34】 学校法人大阪滋慶学園 公益通報等に関する規則

【資料 3-1-35】 学校法人大阪滋慶学園 危機管理規程

【資料 3-1-36】 防火・防災管理規程 【資料 2-9-10】と同じ

【資料 3-1-37】 平成 27（2015）年度避難訓練結果報告 【資料 2-9-11】と同じ

【資料 3-1-38】 平成 27（2015）年度 AED 講習会報告

【資料 3-1-39】 防災マニュアルブック 【資料 2-9-12】と同じ

【資料 3-1-40】 大阪滋慶学園合同校舎新築工事 制振水槽調整報告書

【資料 2-9-8】と同じ

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

〔事実の説明〕

教育情報の公表については、学校教育法施行規則第 172 条 2 項で定められた教育研究活動等の 9 項目について、ホームページ、大学ポートレートにおいて公表している。また、ホームページでは各種の規程等も公表している。

財務諸表等は、本学園のホームページに公表されており、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、基本金明細表、監査報告書についてホームページ上で確認することができる。ホームページに公表されている事業報告書には、法人全体及び法人内の各学校の教育・財務情報の総括が掲載され、過去 5 年間の財務状況の年次推移がグラフ化され、わかりやすく表示されている。また、私立学校法第 47 条に基づき、収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書、監事報告書を本学事務部に備付け、「学校法人大阪滋慶学園財産目録等の閲覧に関する規則」に基づいて、利害関係者からの閲覧請求に応じられるようにしている。

〔エビデンス集：データ編〕

【表 3-4】 財務状況の公表（前年度実績）

【表 3-5】 消費収支計算書関係比率（法人全体、過去 4 年間）

【表 3-6】 事業活動収支計算書関係比率（法人全体）

【表 3-7】 消費収支計算書関係比率（大学単独、過去 4 年間）

【表 3-8】 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）

【表 3-9】 貸借対照表関係比率（法人全体、過去 4 年間）

【表 3-10】 貸借対照表関係比率（法人全体）

【表 3-11】 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体、過去 5 年間）

〔エビデンス集：資料編〕

【資料 3-1-41】 ホームページ（大学院大学について→教育・研究活動の情報公表）

【資料 2-7-16】と同じ

【資料 3-1-42】学校法人大阪滋慶学園ホームページ（事業報告書）

【資料 3-1-43】学校法人大阪滋慶学園 財産目録等の閲覧に関する規則

(3)3-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は開学以来私立大学としての公的立場を認識し、法人と一体となって経営の規律を守り誠実な運営を実践しつつ、本学の使命である医療安全に関わるリーダー的人材の育成のために努力を重ねてきた。また、大学院大学に求められる様々な法令等を遵守し、本学の成果として教育実績や財務情報などを公表し、社会的使命を果たすべく教職員全員で取り組んできた。

今後、医療が地域包括ケアヘシフトする超高齢社会において、医療安全は非常に重要な課題の一つであり、時代の要請の変化に基づき、継続的に改善に向けて努力する必要がある。引き続き教育・研究環境の整備に努めていく。さらに、今後の社会情勢等の変化により発生する取組課題に対して柔軟に対応し、法人事務局と本学将来計画委員会が連携して危機管理に関するマニュアル策定を急ぐ予定である。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2)3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

[事実の説明]

本学園の最高意思決定機関である理事会は、私立学校法の規定に基づき理事、監事、評議員を選任し、法令及び寄附行為を遵守して学校法人の運営にあたっている。役員は寄附行為において理事 7 人、監事 2 人と定められている。監事は本学園の理事、職員又は評議員以外で、理事会において選出した候補者から評議員会の同意を得て理事長が選任する者としている。学長は理事として、理事会等に出席し本学の課題等の説明・審議に参画している。

理事会は年間を通じて、定例で 3 回（予算承認理事会、決算承認理事会、秋季開催理事会）、その他重要な事項が生じた場合に臨時理事会を開催している。また各回とも評議員会の意見も取り入れて決議を行っている。平成 27（2015）年度は 3 回の理事会を開催しており、理事・監事ともに高い出席率となっている。

理事会は理事長が議長となり、学校法人の業務を遂行し、戦略的な意思決定ができる組織となっている。理事会、評議員会の議事録はすべて保管されている。また、監事も出席して意見を述べており、その体制の整備と機能性は達成できていると考える。

[エビデンス集：資料編]

【資料 3-2-1】 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-2-2】 理事・監事名簿、評議員名簿、理事会・評議員会開催記録
【資料 F-10】 と同じ

(3)3-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学園は大学院大学 1 校と専門学校 7 校を置き、30 年間に亘って医療・福祉分野の人材育成を行ってきた。今後の学校運営はグローバル（国際的）とローカル（地域的）に視点を置きつつ、超高齢社会に求められる医療・福祉及びその周辺人材の養成と、それを支える教育・研究機関として社会に貢献していくことが本学園に課せられた使命である。理事会はこれらの使命を達成するべく、さらに機能的な意思決定ができるよう整備を進めている。理事は本学園教職員と学識経験者で構成されており、多くの意見を取り入れることができるため、戦略的意思決定ができる体制は整備されており、今後も維持するべく努力をしている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1)3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2)3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

[事実の説明]

本学における意思決定は、大学の管理運営に係る意思決定については理事会が、また教学に係る意思決定については研究科教授会で審議し学長が行う。

大学院大学運営会議は「大学院大学運営会議規程」に基づき、教学に関する重要事項について教学部門と法人理事会が意見交換し、審議する場として設置された。この会議は学長が議長となり、法人理事会より常務理事、研究科教授会より研究科長と図書館長、学長の指名した教員 1 人、及び事務部長を構成員とする。この会議では学校法人の大学運営に関する諸問題、規程・規則等の改廃を含めた大学の全般的な教育・研究・経営に関する事項、教員人事の発議に関する事項、その他点検・評価の諸問題等学長が必要と認める事項を審議する。研究科教授会及び各委員会の議事要旨は大学院大学運営会議に提出され、また大学院大学運営会議の協議事項は原則として研究科教授会に報告される。

研究科教授会は学則第 47 条及び「研究科教授会規程」の定めのもとに開催されている。教授会の構成員は、学長、副学長（現在は欠員）、研究科長、専任教員（教授、准教授、専任講師、助教）で、事務部長及び事務部員が陪席する。研究科教授会は原則として学内公開で、特任教員、助手は陪席することができる。研究科教授会は学長が招集し議長となるが、学長に支障がある時は研究科長、又は学長があらかじめ指名した者が議

長となると定められている。

研究科教授会は、教育課程、学生の入学、成績評価及び学位授与、学生の指導及び賞罰、教育研究、教員の選考、自己点検・評価、ファカルティ・ディベロップメント等、教学に関する重要事項を審議すると定められており、原則として月1回、毎月第2水曜日に開催されている。また、研究科教授会の下に各種委員会が置かれており（図3-3-1）、各委員会の審議内容は研究科教授会に報告され、学長の承認を得ることになっている。

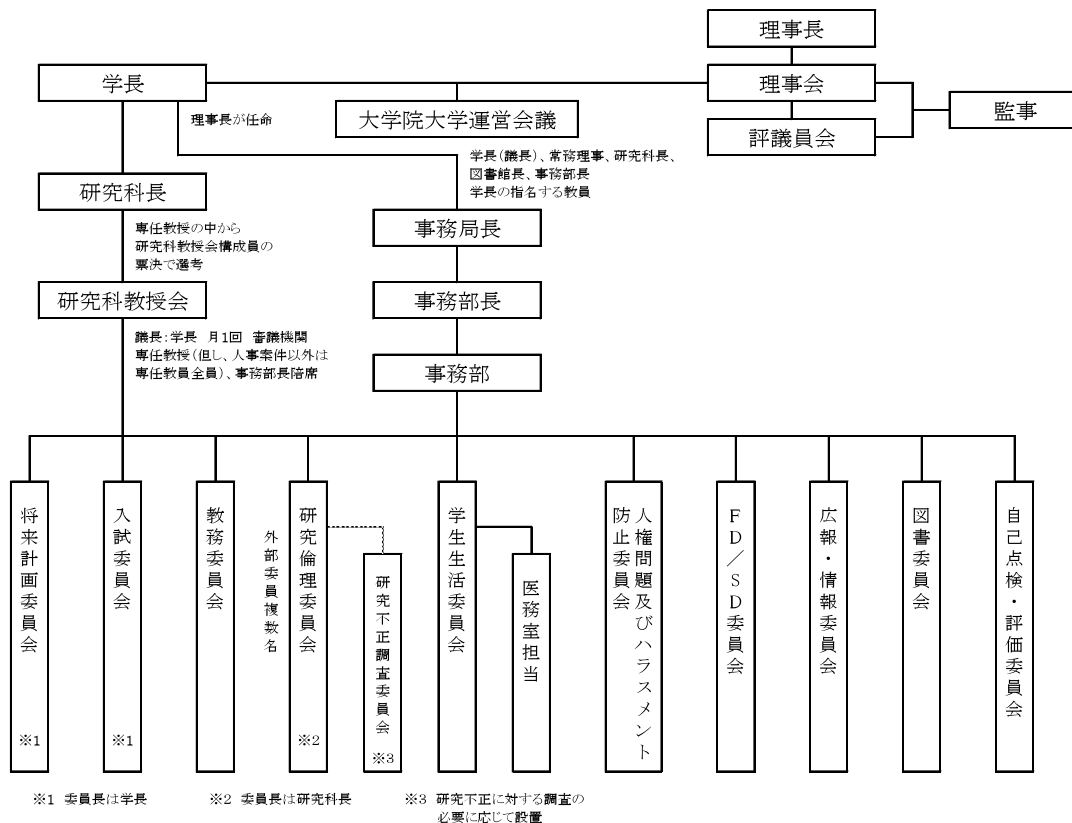


図 3-3-1 滋慶医療科学大学院大学 組織図

各委員会は当該委員会の規程に則って所定の事項について審議し、その結果を研究科教授会に報告している。各委員会には事務職員が1人以上正規の委員として出席しており、これは教職協働の実践であるとともに、事務部門の知見を反映させて、社会情勢を取り入れた大学運営に資するものである。各委員会は研究科教授会に審議結果を報告し、研究科教授会はこれを審議し、学長が決定している。各委員会の議事要旨並びに研究科教授会の議事要旨は学内の情報共有サイトに収録され、教職員が共有している。

事務部は本学の運営が円滑に進むよう、教務、学生、入試・広報、図書、経理、総務と職務分掌に応じて支援を行っている。

[エビデンス集：資料編]

【資料 3-3-1】 大学院大学運営会議規程 【資料 1-3-5】 と同じ

【資料 3-3-2】 学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 3-3-3】 研究科教授会規程 【資料 1-3-6】 と同じ

【資料 3-3-4】 平成 27（2015）年度・平成 28（2016）年度各種委員会委員等分担表

【資料 3-3-5】 学内情報共有サイト（ファイル管理（ルートフォルダ））

【資料 3-3-6】 学校法人大阪滋慶学園 事務組織規則 【資料 3-1-2】 と同じ

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

〔事実の説明〕

学長は学則第 46 条第 3 項に基づき選考され、理事会の議を経て、理事長が任命する。学長は教学運営の責任者としてリーダーシップを発揮して教職員をまとめる一方、理事会と緊密な連携を取り、大学の業務執行において要となっている。学長の任用に関しては「学長任用規則」が定められている。

学長は「校務をつかさどり所属職員を統督する」と学則第 46 条第 2 項に定められており、本学園の理事として理事会に出席するとともに、大学院大学運営会議の議長として、教学上の重要事項の協議に関わり、研究科教授会の議長として研究科を統括している。

研究科教授会の下には、それぞれの諸問題を調査・討議・検討するため、入試委員会、教務委員会、研究倫理委員会、学生生活委員会、FD 委員会（平成 28（2016）年度より FD/SD 委員会に名称変更）、広報・情報委員会、図書委員会、自己点検・評価委員会、将来計画委員会等が置かれており、入試委員会と将来計画委員会の委員長は学長が兼務している。これらの委員会は学長のリーダーシップの下、諮問のあった種々の問題を調査・討議・検討し、教授会に報告することになっている。各委員会が収集した学生の意見は、それぞれ該当する委員会において審議され、学長のリーダーシップのもとに迅速に改善に取り組む体制を構築している。

学長の大学運営面での支援体制として、重要事項を審議するため大学院大学運営会議が置かれている。副学長は現在空席となっているため、学長の職務の補佐及び業務執行面での支援は研究科長が行っており、事務面での支援は事務部が対応している。また、学長の発案により平成 27（2015）年に IR のワーキンググループを立ち上げ、大学内の諸問題の分析に必要な種々のデータの収集及び管理についての準備作業に取り組んでいる。

〔エビデンス集：資料編〕

【資料 3-3-7】 学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 3-3-8】 学長任用規則

【資料 3-3-9】 滋慶医療科学大学院大学組織図 【資料 1-3-4】 と同じ

【資料 3-3-10】 平成 27（2015）年度 IR ワーキング報告

(3)3-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学の意思決定は、教学部門については研究科教授会の審議を経て学長が決定し、教学部門と法人理事会との間で意見交換し協議する大学院大学運営会議により、権限と役割及び責任が明確に規定され整備されている。大学院大学運営会議、研究科教授会とは

もに学長が議長を務め、また主たる委員会である入試委員会と将来計画委員会の委員長も兼務しており、学長がリーダーシップを発揮できる体制が整っている。今後の社会環境の変化に対して、学長のリーダーシップのもとで教育・研究・社会連携等の活動をより一層充実させることを目的として、IR 機能を強化し、さらなる努力を重ねていくものである。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1)3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2)3-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

〔事実の説明〕

教学に関しては学長が意思決定を行い、法人全体の管理運営に関しては理事会が意思決定を行っている。教学サイドと経営サイドは車の両輪の関係にあり、双方が大学の理念の達成という共通目標のために協力して職責を果たすことが重要であり、学校法人の管理部門である理事会と、教学部門を担当する本学研究科教授会及び学長等との意思疎通及び連携の強化を目的として、大学院大学運営会議が設けられている。この会議は理事会側から常務理事が出席し、教学部門からは学長、研究科長、図書館長、学長の指名する教員 1 人、事務部門から事務部長が出席している。月 1 回の会議を定例として開催し、本学の教学運営に係る諸問題の合議を諮って、理事会との意見のすり合わせを行っており、双方の情報共有と相互チェックの場となっている。この会議の協議事項は研究科教授会に報告され、また重要な案件については理事会にも報告がなされている。

大学としての意思決定の円滑化については、常務理事が本学事務局長を兼ね、大学院大学運営会議の構成員でもあること、学長は法人の理事であることにより、大学の意思決定が速やかに理事会に伝達されている。

〔エビデンス集：資料編〕

【資料 3-4-1】研究科教授会規程 【資料 1-3-6】と同じ

【資料 3-4-2】寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 3-4-3】大学院大学運営会議規程 【資料 1-3-5】と同じ

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

〔事実の説明〕

理事、監事、評議員は私立学校法の規定に則って選任され、寄附行為の定めに従ってその責務を果たしている。監事は寄附行為に基づき 2 人選任され、理事会及び評議員会に出席しており、平成 27（2015）年度に開催されたそれぞれ 3 回の理事会と評議員会すべてに監事は 2 人とも出席している。監事は法人及び大学の業務及び会計に関して監査を行い、決算承認理事会において監査報告を行っている。監事の監査は年 1 回会計年度ごとに実施され、その監査の内容としては学校法人の業務運営や財産管理などの状況がコンプライアンスを遵守し、社会的責任を果たしていることの確認を主としている。監査の結果は理事会及び評議員会に報告されている。会計の監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づき会計監査人（公認会計士）による監査が行われ、会計監査人と監事とが意見交換をして実施しているので、ガバナンスの機能は保たれている。

内部監査室は平成 26（2014）年度に設置され、科学研究費等の外部資金の使用状況や備品管理、コンプライアンスなどに関する内部監査を行っている。内部監査において指摘された事項については研究科教授会等で報告され、大学全体として改善を図る努力をしている。よって、監事の監査と内部監査の両面から法人の業務全体をチェックする体制の整備ができています。

〔エビデンス集：資料編〕

【資料 3-4-4】 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-4-5】 学校法人大阪滋慶学園 監事監査規則

【資料 3-4-6】 理事・監事名簿、評議員名簿、理事会・評議員会開催記録
【資料 F-10】 と同じ

【資料 3-4-7】 平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度監査報告書
【資料 F-11】 と同じ

【資料 3-4-8】 学校法人大阪滋慶学園 内部監査規則

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

〔事実の説明〕

本学では、毎年新年式において理事長が法人全体の教職員に向けて年頭の抱負とともに将来計画について述べており、常務理事は本学の全教職員に対して大学としての運営方針や将来展望等について述べている。また学長も抱負を述べて、学長のリーダーシップのもとで全員が本学の目標達成に向けて意思統一する機会となっている。新年式では次年度の事業計画が配布され、全教職員の情報共有を図っている。

本学は 1 研究科 1 専攻の小規模な大学院大学であり、教員 21 人（特任教授 3 人を含む）、事務職員 7 人（非常勤職員 2 人を含む）で運営している。教職員は複数の委員会委員を務めており、意見表明の機会を十分与えられているので、多くの意見が出る仕組みができています。また教授会は助教以上の全員参加であり、教職員の情報共有と意見表明の場となっている。平成 27（2015）年度までは委員会の構成人数を多くして、できるだけ多くの委員会業務に関わることにしていたが、構成員が責任を持って発言し行動

することを目的として、平成 28（2016）年度から構成人数を削減した。

以上のように、小規模大学の利点として常にオープンな環境で議論が行われている。

[エビデンス集：資料編]

【資料 3-4-9】平成 28（2016）年新年式配布資料

【資料 3-4-10】研究科教授会規程 【資料 1-3-6】と同じ

【資料 3-4-11】平成 27（2015）年度・平成 28（2016）年度各種委員会委員等分担表 【資料 3-3-4】と同じ

(3)3-4 の改善・向上方策(将来計画)

法人と大学とはそれぞれの役割を果たすために意思決定を行い、それらを大学院大学運営会議において調整し、かつ相互にチェックを行う体制ができている。また、学長のリーダーシップのもとで教職協働して大学運営にあたるとともに、教職員からの意見をくみ上げるボトムアップの仕組みもできている。

研究活動においては、外部資金獲得と厳正な使用、研究不正行為の防止、研究倫理の遵守等の諸問題に対して、学長のリーダーシップのもと、理事会、教授会、事務部の一層の連携の向上について検討を重ねている。

なお、毎年 3 月には「地域包括ケアと医療安全に関する協議会」を開催し、地域の自治体病院長、私立病院の理事長や人事部長、各種医療関連職能団体代表、及び修了生代表と、本学園理事長、常務理事、本学学長等が意見交換をする機会を設けており、学長のリーダーシップのもとで地域のニーズを本学の教育・研究活動に反映するための仕組みを作っている。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1)3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2)3-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

[事実の説明]

本学の事務部門は「学校法人大阪滋慶学園事務組織規則」に則り業務を運営し、大学における教育・研究支援と学生支援を行っている。小規模大学であるため、事務職員 7 人（非常勤職員 2 人を含む）が各々責任を持って役割を果たすよう業務分担がなされて

[事実の説明]

学内の事務職員は少数であるため、職員の資質・能力向上については法人が主催する新入職者研修や広報研修等への参加を主としている。また、日本私立大学協会や独立行政法人日本学生支援機構等が主催する外部研修にも事務職員が積極的に参加し、行政の方針等の理解に努めている。研修参加者は研修の内容を文書で報告することとなっており、重要な内容については事務部内で共有している。

職員の評価については「学校法人大阪滋慶学園事務職員人事考課規則」に基づいて年 1 回行われ、上長面談を通して職員の資質に応じた業務分担を行い、人事異動にも対応している。

[エビデンス集：資料編]

【資料 3-5-11】平成 27（2015）年度事務部研修参加状況

【資料 3-5-12】平成 27（2015）年度事務部研修報告書

【資料 3-5-13】学校法人大阪滋慶学園 事務職員人事考課規則

(3)3-5 の改善・向上方策(将来計画)

現在文部科学省による大学教育改革が進められており、平成 29（2017）年度から 3 ポリシーの策定・公表、及びスタッフ・ディベロップメント（SD）が義務化されるなど、高等教育を取り巻く環境は大きく変化しつつある。このような状況の中で大学事務職員のみならず教員においても、産学連携や地域連携、IR、研究マネジメントなどの専門性が求められているので、教職員の研修機会をさらに充実させる予定である。その一環として、従来ファカルティ・ディベロップメントの組織的運営を担ってきた FD 委員会は、平成 28（2016）年度より FD/SD 委員会と名称変更し、教職員の様々な能力向上を組織的に運営することをめざし、規程の改正作業に入っている。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2)3-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

[事実の説明]

本学園では 5 ヶ年の中期計画に基づき、学校ごとに単年度の予算を編成し、収支予算書を作成している。作成された予算書は評議員会に諮り、理事会の承認を得た上で執行される。財務の運営方針として、「安定した財務基盤を維持・確立すること」「学校運営に必要な財源を確保すること」の 2 点を掲げている。借入金に過度に依存することのな

いように、当面の間は負債率（（総負債－前受金）÷総資産）は 25%未満とすることを目標としている。同時に法人内での学科新設、あるいは学校新設に必要な施設設備の整備に機動的に対応するための手元流動性を着実に積み上げるべく、両者のバランスをとりながら財務運営を行っている。

〔エビデンス集：資料編〕

【資料 3-6-1】平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度決算報告書、監査報告書

【資料 F-11】と同じ

【資料 3-6-2】第 5 期 5 ヶ年計画の概要 【資料 3-1-17】と同じ

【資料 3-6-3】平成 27（2015）年度滋慶医療科学大学院大学収支予算書

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

〔事実の説明〕

収支のバランス確保の第一は、安定した学生生徒等納付金収入の確保である。本学園全体の学生数は、本学が開学した平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度に至る 5 年間に約 1,000 人増加し、安定した学生生徒等納付金収入が得られている。また、開学 3 年目の平成 25（2013）年度から経常費補助金を、平成 27（2015）年度は特別補助を獲得している。

貸借対照表では、年度により若干の増減はあるが、現金預金について平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度にかけて増加傾向にあり、資産総額は毎年増加しているので、安定的な財務体質を維持している。

平成 24（2012）年度と平成 26（2014）年度に固定負債構成比率が増加しているが、これはそれぞれ出雲医療看護専門学校と鳥取市医療看護専門学校を設立したためである。

大学単独の消費収支計算書関係比率では、開学年度の平成 23（2011）年度は教育研究経費比率が高かったが、平成 27（2015）年度は 60%台となった。なお、教育研究経費の金額は毎年増加している。管理経費比率も平成 23（2011）年度以降低下し、平成 27（2015）年度は 10%以下となっている。これは、教育研究に直接関わる経費への配分をきめ細かく実施しつつ、経費全体の効率的な使用を徹底した結果である。

科学研究費補助金（科研費）及びその他の外部資金の獲得状況については、表 3-6-1

表 3-6-1 科学研究費等外部資金獲得実績 （カッコ内は科研費新規採択件数）

年 度	科研費等外部資金獲得件数		総 数	総 額
	研究代表者	研究分担者		
平成 23 年度	5 (3)	4 (1)	9 (4)	8,767 千円
平成 24 年度	6 (2)	5 (2)	11 (4)	10,775 千円
平成 25 年度	5 (1)	3 (0)	8 (1)	7,514 千円
平成 26 年度	10 (2)	5 (1)	15 (3)	20,815 千円
平成 27 年度	6 (1)	2 (0)	8 (1)	9,445 千円
平成 28 年度	6 (3)	2 (0)	8 (3)	9,727 千円

※ 総額には、科研費間接経費を含む。

に示すように開学以来毎年 10 件前後である。教員数が 20 人程度の大学規模からすると科研費等の採択率は非常に高いといえる。

以上のとおり、法人全体では安定した財務基盤を確立している。大学単独としては、本学開設時に本学の使命を達成するため法人全体で支援することを理事会において決議している。

[エビデンス集：データ編]

【表 3-5】消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）

【表 3-6】事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）

【表 3-7】消費収支計算書関係比率（大学単独）

【表 3-8】事業活動収支計算書関係比率（大学単独）

【表 3-9】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

【表 3-10】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

【表 3-11】要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）

[エビデンス集：資料編]

【資料 3-6-4】平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度資決算報告書、監査報告書 【資料 F-11】と同じ

【資料 3-6-5】学校法人大阪滋慶学園理事会議事録（平成 22（2010）年 3 月 18 日）

(3)3-6 の改善・向上方策(将来計画)

本学園は法人全体として安定した財務基盤を有している。大学単独で見ると、修士課程 1 研究科 1 専攻のみの大学院大学であり、1 学年の定員数も少ないため学生生徒納付金収入は限界がある。今後は本学単独での収支の改善に向けて、補助金、寄付金等の学生生徒納付金収入以外の収入の増加に積極的に取り組むとともに、教職員に対してコスト意識を徹底させていく。なお、法人事務局では税制上の優遇措置が受けられる「特定公益増進法人」の申請を平成 28（2016）年度中に行う準備を進めている。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2)3-7 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-7-① 会計処理の適正な実施

〔事実の説明〕

予算の執行においては、教学部門と事務部門から上ってきた申請書類について、予算執行責任者である本学事務局長が決裁を行い、全体を管理している。決裁後の書類は経理担当者に回付され、証憑書類を添付した取引ごとに伝票が作成される。その後会計システムに入力し、事務局長が承認を行う。

会計処理は学校法人会計基準、「学校法人大阪滋慶学園経理規則」及び「学校法人大阪滋慶学園経理規則施行細則」に基づいて適正に行われており、内容について判断が難しいものは随時公認会計士、税理士に確認を行っている。

これらの処理については、「学校法人大阪滋慶学園業務委任規則」「学校法人大阪滋慶学園業務決裁規則」「学校法人大阪滋慶学園予算管理規則」「学校法人大阪滋慶学園固定資産及び物品調達規則」「学校法人大阪滋慶学園固定資産及び物品管理規則」に則って行われている。

〔エビデンス集：資料編〕

- 【資料 3-7-1】 学校法人大阪滋慶学園 経理規則 【資料 3-5-8】 と同じ
- 【資料 3-7-2】 学校法人大阪滋慶学園 経理規則施行細則 【資料 3-5-9】 と同じ
- 【資料 3-7-3】 学校法人大阪滋慶学園 業務委任規則 【資料 3-1-3】 と同じ
- 【資料 3-7-4】 学校法人大阪滋慶学園 業務決裁規則 【資料 3-1-4】 と同じ
- 【資料 3-7-5】 学校法人大阪滋慶学園 予算管理規則
- 【資料 3-7-6】 学校法人大阪滋慶学園 固定資産及び物品調達規則
- 【資料 3-7-7】 学校法人大阪滋慶学園 固定資産及び物品管理規則

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

〔事実の説明〕

本学における監査には、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による監査、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 15 条に基づく監事による監査、内部監査室による監査があり、複数の視点からの監査が行われている。

公認会計士による監査では、会計処理のみならず、本学園の内部統制の観点による監査も行われている。監事による監査では、各学校の現状等を把握するため、学校現場を視察し、また各学校の責任者へのヒアリングを行って、学園内の最新情報を確認している。監事は理事会、評議員会にも出席し、学園内の業務運営が適切に行われているかを監査している。内部監査室による監査では、外部資金の使用状況や備品管理、コンプライアンス等について監査を行っている。

〔エビデンス集：資料編〕

- 【資料 3-7-8】 学校法人大阪滋慶学園 監事監査規則 【資料 3-4-5】 と同じ
- 【資料 3-7-9】 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 3-7-10】 平成 27（2015）年度独立監査人監査報告書
- 【資料 3-7-11】 平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度監査報告書
【資料 F-11】 と同じ

【資料 3-7-12】 学校法人大阪滋慶学園 内部監査規則 【資料 3-4-8】 と同じ
【資料 3-7-13】 平成 27（2015）年度内部監査報告書

(3)3-7 の改善・向上方策(将来計画)

本学園の会計処理については、学校会計基準及び本学園の諸規程に基づき適切に実施されており、会計監査についても複数の視点から監査が行われる体制が整備され、厳正に行われている。

平成 27（2015）年 4 月から学校法人会計基準が改正施行されたことから、経理職員の会計知識の向上と効率化を図っていく。また、公認会計士、監事、内部監査室との連携を図り、本学園の監査体制を強化していくように努めていく。

【基準 3 の自己評価】

本学園は、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の法令を遵守し、本学の使命・目的を実現するため努力を続けてきた。法人全体の管理運営を担う理事会と、大学の教学運営を担う学長との意思疎通を円滑にするため、法人常務理事が本学事務局長を兼務し、また本学学長は法人理事として運営に携わっている。そのもとで、業務執行体制が整備され、機能を果たしている。また、会計処理や監査も適切に行われ、法人全体の財務基盤は安定している。

以上のことより、基準 3「経営・管理と財務」の基準は満たしていると判断する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1)4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2)4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

[事実の説明]

本学では学則 43 条「本大学院大学は、文部科学大臣の定めるところにより教育・研究活動の状況を定期的に自己点検・評価を行い、その結果を公表し、本大学院大学の教育・研究の改善に努める」との規定に則り、開学以来本学の活動について点検・評価を行ってきた。これらの結果に基づき、本学の教育目的を達成するため、教育課程の改変、FD 委員会を中心とした教育改善への組織的な取組み、教職協働による学修支援及び学生生活支援体制の整備、教育環境の整備等を行ってきた。

その集大成として、平成26（2014）年度に自己点検・評価委員会が「平成25（2013）年度自己点検評価書」を作成し、冊子として教職員、法人関係者等に配布、公表した。この自己点検評価書は、公益財団法人日本高等教育評価機構の基準に則り実施されたもので、評価項目は以下の通りである。

基準1 使命・目的等

基準2 学修と教授

基準3 経営・管理と財務

基準4 自己点検・評価

基準A 社会連携

さらに、平成28（2016）年には同じく自己点検・評価委員会が中心となり、全教職員及び法人事務局の協働のもと、「平成28（2016）年度自己点検評価書」を作成し、ホームページに公表するとともに、公益財団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審するものである。

[エビデンス集：資料編]

【資料 4-1-1】学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-2】ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

【資料 2-2-15】と同じ

【資料 4-1-3】カリキュラム・アンケート結果 【資料 2-3-10】と同じ

【資料 4-1-4】学生生活に関するアンケート調査結果 【資料 2-3-11】と同じ

【資料 4-1-5】学生生活満足度調査結果 【資料 2-3-12】と同じ

【資料 4-1-6】 自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-7】 平成 25（2013）年度自己点検評価書

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

〔事実の説明〕

自己点検・評価の体制は、自己点検・評価委員会規程に定められ、専任の教授、准教授、講師及び助教から若干名、事務部長、その他委員会が必要と認めた者が委員として任命され、委員長は学長が指名する。委員会の活動内容は、点検・評価項目及び方法の設定並びに変更、自己点検及び自己評価の実施、点検・評価報告書の作成、点検・評価結果の公表、点検・評価結果の学長への答申、その他評価に関する事項と定められている。

本学全教職員が自己点検・評価に対する理解を深め、取組体制を実質化するため、平成26（2014）年度及び27（2015）年度には本学FD研修の一環として、大学機関別認証評価に関する説明会を計3回実施した。また、自己点検・評価委員会の活動については毎月の研究科教授会で報告され、教職員の情報共有を図っている。

自己点検評価書の作成にあたり、エビデンスとなる資料は各委員会から提出されたデータ等を事務部で集約した。これらをもとに該当する委員会担当者により分担執筆されたものを自己点検・評価委員会が集約し、法人事務局と連携して自己点検評価書をまとめた。

以上のように、自己点検・評価に関する体制は、自己点検・評価委員会を中心とした各委員会と本学事務部並びに法人事務局の協働によるものであり、適切に実施されている。

〔エビデンス集：資料編〕

【資料 4-1-8】 自己点検・評価委員会規程 【資料 4-1-6】 と同じ

【資料 4-1-9】 平成 26（2014）年度 FD 研修資料

【資料 4-1-10】 平成 27（2015）年度 FD 研修資料 【資料 2-2-16】 と同じ

【資料 4-1-11】 滋慶医療科学大学院大学組織図 【資料 1-3-4】 と同じ

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

〔事実の説明〕

本学は平成23（2011）年に開学し、その後設置認可時に付された留意事項への対応として、文部科学省高等教育局大学設置室に対して平成23（2011）年度、平成24（2012）年度に「設置に係る年次計画履行状況報告書」を提出し、改善を図ってきた。

その後平成25（2013）年度に大学機関別認証評価に対応するべくワーキンググループを立ち上げ、公益財団法人日本高等教育評価機構の大学・短期大学評価セミナー等に参加するなどの準備と資料収集を始めた。平成26（2014）年度には「平成25（2013）年度自己評価書」を作成し、冊子体として全教職員及び法人関係者等に配布、公表した。また、この自己点検評価書に基づき、自己点検・評価委員会は学長に対して中長期計画の策定の早期化のため、将来構想委員会（現・将来計画委員会）の活動推進を提言した。

平成27（2015）年度からは「平成28（2016）年度自己点検評価書」の作成を開始し、また開学以降の教育・研究活動の総括として、「平成23（2011）～平成27（2015）年滋慶医療科学大学院大学研究業績」を冊子体にまとめ、全教職員及び法人関係者等に配布、公表した。「平成28（2016）年度自己点検評価書」はホームページに公開し、公益財団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受ける予定である。

なお、各委員会においては毎年継続的に自己点検・評価作業を実施しており、FD委員会ではカリキュラム・アンケートを年4回実施し、学生生活委員会では学生生活満足度調査等を年2回実施して、教育活動の自己点検・評価の貴重な資料として、積極的にその後の改善に役立てている。学生アンケートの結果は学生ロビーに掲示し、またホームページに掲載して公表するとともに、学生に対してフィードバックを行っている。また、各委員会は年度ごとの活動総括をまとめており、学内情報共有サイトにおいて教職員がいつでも閲覧できるようになっている。

自己点検・評価委員会の答申に基づき、学長が委員長を務める将来計画委員会が平成27（2015）年度から本格的に活動を開始した。将来計画委員会では、「教育」「研究」「社会貢献」「組織運営」の4つのワーキンググループを立ち上げ、各ワーキンググループが検討した内容は委員長（学長）を通して研究科教授会に報告されて、本学の中期計画策定の基礎資料となっている。

以上のように、本学における自己点検・評価は適切な時期に実施されている。

[エビデンス集：資料編]

- 【資料 4-1-12】 設置に係る年次計画履行状況報告書（平成 23（2011）年）
- 【資料 4-1-13】 設置に係る年次計画履行状況報告書（平成 24（2012）年）
- 【資料 4-1-14】 平成 25（2013）年度自己点検評価書 【資料 4-1-7】 と同じ
- 【資料 4-1-15】 研究科教授会議事要旨（平成 27（2015）年 6 月 10 日）
- 【資料 4-1-16】 平成 23（2011）～平成 27（2015）年滋慶医療科学大学院大学研究業績 【資料 2-8-9】 と同じ
- 【資料 4-1-17】 カリキュラム・アンケート結果 【資料 2-3-10】 と同じ
- 【資料 4-1-18】 学生生活に関するアンケート調査結果 【資料 2-3-11】 と同じ
- 【資料 4-1-19】 学生生活満足度調査結果 【資料 2-3-12】 と同じ
- 【資料 4-1-20】 ホームページ（在学生の方へ） 【資料 2-4-9】 と同じ
- 【資料 4-1-21】 平成 27（2015）年度各委員会総括
- 【資料 4-1-22】 学内情報共有サイト（ファイル管理（ルートフォルダ））
【資料 3-3-5】 と同じ

(3)4-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学では学則第 43 条に則り、開学以来自己点検・評価を行ってきた。全学的な自己点検・評価は自己点検・評価委員会が中心となって活動しており、その体制は適切である。平成 26（2014）年度には「平成 25（2013）年度自己点検評価書」を冊子体で作成し、教職員、法人関係者等に配布、公表した。また FD 委員会と学生生活委員会では教育活動に関わる自己点検・評価をそれぞれ年間複数回実施しており、その結果は学生及

び教職員にフィードバックされている。各委員会は年度末に当該年度の総括を行い、自己点検・評価を行っている。このように本学の自己点検・評価の周期等も適切に実施されている。

本学が教育目的としている医療安全管理学や医療経営管理学は、人口の高齢化などの社会環境の変化の中で一層重要となる分野であり、教育・研究活動等すべての本学の運営に関わる自己点検・評価は継続的に実施していかなければならない。今後もより一層客観性のあるエビデンスに基づいた自己点検・評価に全学的に取り組んで行く。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1)4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2)4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

[事実の説明]

本学の自己点検・評価においてエビデンスとした資料は、本学ホームページ及び本学園ホームページにおいて公表されている資料の他、各委員会が所管する各種アンケート結果、事務部が保管・管理している文部科学省学校基本調査の数値や各種規程、学内情報共有サイトで管理されている研究科教授会及び各委員会等の議事要旨などである。これらのエビデンスに基づいて自己点検・評価を実施しているため、透明性の高いものであると考える。

[エビデンス集：資料編]

【資料 4-2-1】 ホームページ（大学院大学について→教育・研究活動の情報公表）

【資料 2-7-16】 と同じ

【資料 4-2-2】 学校法人大阪滋慶学園ホームページ（事業報告書）

【資料 3-1-42】 と同じ

【資料 4-2-3】 学内情報共有サイト（ファイル管理（ルートフォルダ）

【資料 3-3-5】 と同じ

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

[事実の説明]

本学各委員会では当該委員会が所管する各種データ・資料を収集・分析し、教学運営の改善に活用している。これらの資料等は事務部に集約され、原則として学内情報共有サイトに保管されているので、教職員間で共有を図っている。大学全体の自己点検評価

書の作成にあたっては、これらのデータ・資料に加えて、法人事務局が所管する資料を利用している。

なお、教学関係を中心としたデータの収集と分析を主たる目的として、平成27(2015)年10月に学長の発案によりIRに関するワーキンググループを発足させ、活動を開始した。IRワーキングでは、学生の入学から修了後までの各種データについて一貫性をもって収集するための準備作業を行っている。

〔エビデンス集：データ編〕

【表 F-5】 大学院研究科の学生定員及び在籍学生数

【表 F-6】 全学の教員組織（大学院等）

〔エビデンス集：資料編〕

【資料 4-2-4】 学内情報共有サイト（ファイル管理（ルートフォルダ））

【資料 3-3-5】 と同じ

【資料 4-2-5】 平成 27（2015）年度 IR ワーキング報告 【資料 3-3-10】 と同じ

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

〔事実の説明〕

学則第44条には「本大学院大学は、第1条及び第2条第2項の目的を達成するため、本大学院大学の教育研究活動の状況を定期的に公表する」と定められている。また、自己点検・評価委員会規程においては、「点検・評価結果の公表」が委員会の活動内容の一つとなっている。これらの規定に基づき、本学では平成26(2014)年度に「平成25(2013)年度自己点検評価書」を作成し、冊子体として教職員及び学園関係者に配布して公表した。この自己点検評価書は学内情報共有サイトにも掲載されている。また、公益財団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審するため、平成28(2016)年には「平成28(2016)年度自己点検評価書」を作成し、これを本学ホームページで公表することとした。

また、カリキュラム・アンケートや学生生活満足度調査等の結果は所管する委員会の審議を経て研究科教授会に報告され、教職員に共有されるとともに、学内情報共有サイトに掲載されている。学生に対しては、学生ロビーに掲示してフィードバックを行っている。

本学全体の教育・研究活動の年度総括として、毎年3月の学位記授与式終了後に教職員、修了生、来賓、法人関係者に対して学長からプレゼンテーションが行われている。

以上のように、本学では自己点検・評価の結果を学内で共有するとともに、報告書冊子の作成・配布、ホームページでの公表などを行い社会への公表も適切に行われている。

〔エビデンス集：資料編〕

【資料 4-2-6】 学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 4-2-7】 自己点検・評価委員会規程 【資料 4-1-6】 と同じ

【資料 4-2-8】 平成 25（2013）年度自己点検評価書 【資料 4-1-7】 と同じ

【資料 4-2-9】 学内情報共有サイト（ファイル管理（ルートフォルダ）

【資料 3-3-5】 と同じ

【資料 4-2-10】 ホームページ（大学院大学について→教育・研究活動の情報公表）

【資料 2-7-16】 と同じ

【資料 4-2-11】 平成 27（2015）年度滋慶医療科学大学院大学活動報告

(3)4-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学では各委員会等が収集した客観的かつ透明性の高いエビデンスをもとに自己点検・評価を行っており、大学運営に関わる様々な資料・データを適切に収集・分析できる体制を整えている。また、収集された資料等は学内で情報共有されており、自己点検評価書は社会に対しても公表されている。大学に課せられた社会的使命に基づき、今後とも積極的に自己点検・評価の結果等の公表に取り組んでいく。

各種データは所管する委員会を通じて事務部に集約され保管されているが、本学の教育・研究活動の改善や学生の修学支援を主たる目的として、IRに関するワーキングが平成27（2015）年に発足したので、今後はこのワーキングと自己点検・評価委員会とが連携して必要な情報の収集と分析を行い、改善を図っていく予定である。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1)4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2)4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-①自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

〔事実の説明〕

本学自己点検・評価委員会規程では、「点検・評価結果の学長への答申」が委員会の所管事項の一つと定められている。学長はこの点検・評価結果に基づき、改善のための計画を策定し、各委員会等と連携して活動する PDCA サイクルが構築されている。

学生を対象とした各種アンケートにおいては、その結果を学内の学生ロビーに掲示し、学生へのフィードバックを行い、その際に学生の質問等に対しては大学としての回答をともに掲示している。

各委員会は年度末に年度総括を作成しているが、この報告書は「今年度重点目標」「会議」「年度総括」「次年度重点目標」を記載するようになっており、PDCA サイクルの仕組みができています。

このように自己点検・評価の結果に基づいた PDCA サイクルの仕組みが確立されており、機能していると考えます。

[エビデンス集：資料編]

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| 【資料 4-3-1】 自己点検・評価委員会規程 | 【資料 4-1-6】 と同じ |
| 【資料 4-3-2】 カリキュラム・アンケート結果 | 【資料 2-3-10】 と同じ |
| 【資料 4-3-3】 学生生活に関するアンケート調査結果 | 【資料 2-3-11】 と同じ |
| 【資料 4-3-4】 学生生活満足度調査結果 | 【資料 2-3-12】 と同じ |
| 【資料 4-3-5】 平成 27（2015）年度各委員会総括 | 【資料 4-1-21】 と同じ |

(3)4-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みを有し、改善に向けて機能を果たしている。

今後は、平成 28（2016）年度に受審予定の大学機関別認証評価を生かし、自己点検・評価の PDCA サイクルを通して、より高い次元の改善が達成できるように努力したい。またその改善が中・長期計画の一つの道標となるよう、不断に PDCA サイクルを回転させていくことが重要と考えられ、学長の強いリーダーシップのもと、自己点検・評価の結果を改善・実践に生かす組織・体制の強化を図っていく。

[基準 4 の自己評価]

本学では、学則並びに自己点検・評価委員会規程に基づき、大学全体の自己点検・評価を行ってきた。自己点検・評価を行う体制や点検の周期についても適切に運用されている。

自己点検・評価の基礎となるデータや資料は各委員会や事務部、法人事務局などがそれぞれ役割を分担して所管し、収集・分析・保管している。これらのデータ・資料は客観性、透明性の高いものであり、エビデンスとして信頼されるものである。これらの資料等は学内共有サイトで情報共有され、また作成された自己点検評価書は冊子等によって社会に公表している。さらに自己点検・評価に基づくPDCAサイクルを構築し、大学運営の改善に活用している。

本学は、医療安全管理学という学際領域の教育・研究機関であり、新しい学問体系を構築していくことが本学の使命の一つと考えている。その意味でも定期的な自己点検・評価は非常に重要であり、今後も継続して改善のための努力を行うものである。また、自己点検・評価は、内部質保証の一つの手段であり、点検・評価結果を内部質向上のための改善へとつなげることが重要である。そのためには大学運営のあらゆる場面でPDCAサイクルを機能させることが必要である。

以上により、基準 4「自己点検・評価」の基準を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携と研究活動

A-1 大学が持つ物的・人的資源による社会貢献活動

《A-1 の視点》

A-1- 医療安全実践教育研究会の設立と運営

① 医療安全関連の教育・研究に関する情報発信

A-1- 医療の質・安全学会への貢献

②

A-1-

③

(1)A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2)A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 医療安全実践教育研究会の設立と運営

[事実の説明]

A. 医療安全実践教育研究会設立の経緯と趣旨

わが国初・唯一の医療安全管理学の修士課程を有する本学は、学際的かつ多職種の教員を有し、医療安全管理学の教育・研究とともに、医療安全の実践的リーダー人材の育成を目指している。しかし、多様な現場の人材育成ニーズに応えるためには、現場とのネットワークを構築し、教育方法のあり方を議論していく必要がある。このため、本学が事務局となって平成 25（2013）年 10 月に「医療安全実践教育研究会」を設立し、平成 26（2014）年 3 月に設立記念学術集会を開催した。

医療安全実践教育研究会の世話人 8 人のうち、代表世話人を含めて 4 人が本学教員であり、また事務局機能を担っているため、実質的に運営の主体的立場となっている。この研究会の活動を通して、本学の使命・目的を広く社会に周知し、現場との教育・研究連携の推進を図っている。研究会の設立目的は以下の通りである。

医療安全実践教育研究会 設立目的

医療機関や医療教育機関において、多職種が連携して医療安全を実践するために、教育のあり方に関する調査・研究を推進します。職場・職種が異なる会員が相互に交流、情報を共有することによって、医療安全の実践的教育の体系化、方法論の確立を目指します。これによって、安全で質の高い医療の発展に寄与し、広く社会に貢献することを目的とします。

医療安全実践教育研究会の事業活動は、「医療安全教育に関する調査・研究活動の推進及び提言」「医療安全に関する学問探究及び情報交換を目的とする学術集会、セミナーの開催」「ホームページなどを通じての情報発信」「その他本研究会の目的を達成するために必要な事業」となっている。

B. 学術集会等の開催

医療安全実践教育研究会では、平成 26（2014）年より年 1 回の学術集会を開催し、また平成 27（2015）年には緊急セミナー1回を開催した。

(1) 第 1 回（設立記念）学術集会「医療安全教育の実践的方法を求めて」

日程 平成 26（2014）年 3 月 16 日（日）10：30～17：15
会場 本学視聴覚大教室
参加者数 137 人
プログラム 大会長講演「医療安全管理学と医療安全実践教育」
基調講演「医療の質・安全に関する卒後実践教育へのチャレンジ」
シンポジウム「医療安全教育の実践的方法を求めて」
一般演題 6 題

(2) 第 2 回学術集会「多職種連携による医療安全教育の展開とその方法論」

日程 平成 27（2015）年 1 月 25 日（日）10：00～17：00
会場 大阪大学中之島センター 佐治敬三メモリアルホール
参加者数 112 人
プログラム 大会長講演「地域包括ケア体制における患者安全を考える」
特別講演「医療安全と医学教育」
シンポジウム「多職種連携による医療安全教育の展開とその方法論」
一般演題 4 題

(3) 緊急セミナー「医療事故調査制度への対応」

日程 平成 27（2015）年 9 月 6 日（日）13：30～17：00
会場 本学 視聴覚大教室
参加者数 93 人
プログラム 基調講演「改正医療法による医療事故調査制度について」
特別講演「医療事故調査制度への対応」
パネル討論

(4) 第 3 回学術集会「地域包括ケアにおける水平・垂直連携とその実践教育に向けた方法論」

日程 平成 28（2016）年 2 月 28 日（日）10：00～17：00
会場 大阪大学中之島センター 佐治敬三メモリアルホール
参加者数 102 人
プログラム 特別演題「医療事故調査制度の創設の経緯、特徴、課題」
基調講演「High-Reliability Organization (HRO) から High-Reliability Area (HRA)へ～南大阪医療安全ネットワークチームの想い～」
シンポジウム「透析医療から学ぶ地域包括ケアに向けた水平・垂直連携」

一般演題 4 題

〔エビデンス集：資料編〕

- 【資料 A-1-1】医療安全実践教育研究会ホームページ 【資料 1-2-11】と同じ
- 【資料 A-1-2】医療安全実践教育研究会設立記念学術集会予稿集
- 【資料 A-1-3】医療安全実践教育研究会第 2 回学術集会予稿集
- 【資料 A-1-4】緊急セミナー「医療事故調査制度への対応」リーフレット
- 【資料 A-1-5】医療安全実践教育研究会第 3 回学術集会予稿集

A-1-② 医療安全関連教育・研究に関する情報発信

〔事実の説明〕

A. 医療安全教育に関する実態調査研究

我が国における医療安全教育は、職種ごとの縦型教育が中心であるが、医療現場では職種や職位を超えた教育とその実践が重要とされている。本学では、医療現場での医療安全教育の現状を把握し、それを踏まえた教育実践のあり方を提言するために、9 人の専任教員が中心となって医療機関における医療安全教育の実態調査を行った。

この調査は、全国の 300 床以上の医療機関約 1500 施設を対象とし、平成 25（2013）年 12 月からの 2 か月間に自記式質問紙調査（郵送）法で実施したもので、調査内容は、当該年度内の医療安全教育や医療安全活動の実施回数、医療安全教育 25 項目についての重点項目・対象・方法・評価等とし、困っていることについては自由記載とした。

この調査については、平成 27（2015）年 1 月の第 2 回医療安全実践教育研究会学術集会において結果を報告し、以下 4 項目の提言を行った。

- 1) 医療安全の実践教育の推進には、教育の到達目標として 1 年程度の短期目標、5 年程度の長期目標を明確に設定し、定期的にその効果を評価する必要がある。
- 2) 医療安全研修の受講率を上げるために、回数を増やす、受講しやすい時間帯に実施する、複数の部門が合同で実施する、e-ラーニングを活用するなどの工夫が必要である。また、研修内容は WHO の医療安全教育のガイドラインを中心とし、事例に基づいて PDCA サイクルの一環として位置づけることも有効である。
- 3) 各部署の医療安全担当者の教育を充実させ、彼らがその部署における教育者となるような体制づくりを行う。
- 4) 医療安全意識向上のためのボトムアップの活動や、横断的組織の強化が必要であり、「懲罰的文化」から「報告学習文化」への転換が重要である。

これらの結果と提言については、調査に協力を得た医療機関にも郵送し、フィードバックを行った。また、本学のホームページにおいても概要を公表している。

B. 医療安全管理学研究の特色と海外への情報発信

本学における医療安全管理学の研究は、教員、学生および学外の研究者とともに行われているが、その成果は学術誌、学会発表、総説などの論文等により内外に公開されて

いる。本学の研究活動は、医学、看護学、薬学、臨床工学、心理学、社会福祉学、経営学など医療安全管理学の領域を網羅しているため、多種類の研究が行われ、量的研究に加えて質的研究が多く含まれているという特色を有している。

海外への情報発信としては、関連国際学会での研究発表のほか、現在国際医療情報学会（IMIA：International Medical Informatics Association）のワーキンググループ（医療安全情報学：Patient Safety Informatics）会長を学長が務めている。

[エビデンス集：資料編]

【資料 A-1-6】医療安全教育に関する実態調査研究

【資料 A-1-7】ホームページ（ニュース→医療安全教育の実態調査～医療安全実践教育研究会第2回学術集会で報告～）

【資料 A-1-8】平成 23（2011）～平成 27（2015）年滋慶医療科学大学院大学研究業績 【資料 2-8-9】と同じ

【資料 A-1-9】平成 24（2012）年度～平成 27（2015）年度修士学位論文サマリー集

A-1-③ 医療の質・安全学会への貢献

[事実の説明]

一般社団法人医療の質・安全学会（高久史磨理事長）は、設立趣意書に示されるように、平成 17（2005）年わが国で最初に設立された医療安全関連の学会である。

医療の質・安全学会 設立趣意書（一部抜粋）

医療の質と安全をめぐる諸問題は医療に従事する人々がいつその努力を重ねるといっただけで解決できるものではありません。医学の枠組みを超えさまざまな視座と幅広い英知を集めた学際複合的な研究とその知見を実際の医療に役立てる取り組みの推進を通じて、新しい医療のあり方、システムとして患者本位の医療の質と安全を保証するしくみを創り出す必要があります。このたび、そのような研究を推進し交流する場として「医療の質・安全学会」の設立を祈念するにいたりしました。さまざまな立場で医療に関わる方々、医療関連諸学の研究者の方々はもちろん、患者本位の質と安全の確立に貢献できるさまざまな分野の研究者の方々のご参加により、新しい医療のあり方を国内外に提言できる有意義な学会となることを願っています。

本学は開学以来、この学会を研究発表の場として研究を推進するとともに、学会の運営にも積極的に参加してきた。現在、本学から理事 1 人（学会設立発起人）、代議員 17 人が学会運営に係っており、医療安全関連では最大の研究規模となっている。

この学会では、本学の教員のみならず在學生や修了生も参加し、多数の研究発表を行っている。また平成 25（2013）年のこの学会の国際シンポジウムの企画運営、研究発表を行うなど、学会活動に貢献してきた。

[エビデンス集：資料編]

【資料 A-1-10】一般社団法人医療の質・安全学会 ホームページ（設立趣意書）

【資料 A-1-11】一般社団法人医療の質・安全学会 ホームページ（役員・代議員・各委員）

【資料 A-1-12】医療の質・安全学会における研究発表記録

(3)A-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学では開学以来、修士課程の教育・研究を通して医療安全に関わるリーダーとなる人材の養成を行い、また現場の医療職者等に対して情報提供を行ってきた。医療安全教育は多職種が横断的に連携して実践するべきものであり、また医療が包括ケアにシフトする高齢社会においては医療安全の概念自体が変化しているため、新たな医療安全教育のあり方を検討することは喫緊の課題である。

本学では、医療安全教育の国内外の状況とこれからの展開についてのワークショップを開催するべく、平成 28（2016）年 11 月に開催される第 11 回医療の質・安全学会の企画に応募している。

〔基準 A の自己評価〕

本学は、医療安全管理学の修士課程を有するわが国初・唯一の大学院大学であり、医療安全の実践的リーダーとなる人材の育成が本学の使命である。一方、1 学年 24 人の修士課程教育だけでこの重要課題を解決することは困難であるため、現場の医療職者等と連携し、それらの人々への情報発信や研究の場の提供なども並行して活動してきた。その一環として、医療安全実践教育研究会を設立し、年 1 回の学術集会や緊急セミナーを開催するとともに、医療機関における医療安全教育の実態調査を行い、その結果を公表してきた。これらの活動は、患者・利用者の安全・安心という医療安全の最大の目的達成に合致するものであり、本学の使命・目的そのものであると考えられる。

さらに、一般社団法人医療の質・安全学会というわが国で最初に設立された医療安全関連の学会においても学会運営の一翼を担い、多くの研究発表を行って、学会活動に貢献している。

よって、基準 A「社会連携と研究活動」の基準を満たしていると判断する。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	該当なし
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	該当なし
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	該当なし
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集(資料編)一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人大阪滋慶学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	平成 29（2017）年度大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	滋慶医療科学大学院大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 29（2017）年度募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 28（2016）年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 28（2016）年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 27（2015）年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	ホームページ（交通アクセス）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人大阪滋慶学園並びに滋慶医療科学大学院大学 規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・監事名簿、評議員名簿、理事会・評議員会開催記録	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度決算報告書、監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	平成 28（2016）年度シラバス	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	滋慶医療科学大学院大学設置認可申請に係る再補正申請書 （医療管理学研究科（仮称）設置の趣旨等を記載した書類）	
【資料 1-1-3】	平成 29（2017）年度大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-4】	ホームページ（大学院大学について→本学の建学理念）	
【資料 1-1-5】	大学ポートレート（本学の特色）	
【資料 1-1-6】	平成 28（2016）年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	平成 28（2016）年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ

滋慶医療科学大学院大学

【資料 1-2-3】	平成 29（2017）年度大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-4】	ホームページ（大学院大学について→本学の建学理念）	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-5】	ホームページ（教育・研究活動→教育理念）	
【資料 1-2-6】	大学ポートレート（本学の特色）	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-7】	平成 29（2017）年度募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-8】	ホームページ（学生生活→学生相談・学生支援）	
【資料 1-2-9】	長期履修に関する取扱規程	
【資料 1-2-10】	ホームページ（教育・研究活動→研究科の概略）	
【資料 1-2-11】	医療安全実践教育研究会ホームページ	
【資料 1-2-12】	医薬品等製造実践教育研究会セミナーリーフレット	
【資料 1-2-13】	平成 27（2015）年度医療マネジメントセミナーリーフレット	
【資料 1-2-14】	アジア臨床工学フォーラムホームページ	
【資料 1-2-15】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-16】	滋慶医療科学大学院大学設置認可書	
【資料 1-2-17】	平成 27（2015）年度将来計画委員会総括	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-3-2】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-3】	学校法人大阪滋慶学園組織図	
【資料 1-3-4】	滋慶医療科学大学院大学組織図	
【資料 1-3-5】	大学院大学運営会議規程	
【資料 1-3-6】	研究科教授会規程	
【資料 1-3-7】	ホームページ（大学院大学について→本学の建学理念）	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-3-8】	平成 29（2017）年度大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-9】	大学ポートレート（本学の特色）	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-3-10】	平成 28（2016）年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-11】	滋慶大学院新聞 第 1 号、第 2 号	
【資料 1-3-12】	平成 27（2015）年度学位記授与式次第	
【資料 1-3-13】	平成 28（2016）年度入学式次第	
【資料 1-3-14】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-15】	ホームページ（教育・研究活動→教育理念）	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 1-3-16】	平成 29（2017）年度大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-17】	大学ポートレート（本学の特色）	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-3-18】	平成 28（2016）年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-19】	平成 27（2015）年度第 1 回将来計画委員会議事要旨	
【資料 1-3-20】	平成 27（2015）年度将来計画委員会 WG 長ミーティング議事要旨（平成 27（2015）年 12 月 22 日）	
【資料 1-3-21】	研究科教授会議事要旨（平成 28（2016）年 2 月 17 日）	
【資料 1-3-22】	平成 29（2017）年度大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-23】	平成 28（2016）年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-24】	ホームページ（教育・研究活動→研究科の概略）	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 1-3-25】	ホームページ（教育・研究活動→教員一覧）	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-1-2】	平成 29（2017）年度大学案内	【資料 F-2】と同じ

滋慶医療科学大学院大学

【資料 2-1-3】	平成 29 (2017) 年度募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	ホームページ (教育・研究活動→教育理念)	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-1-5】	大学ポートレート (本学の特色)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 2-1-6】	ホームページ (オープンキャンパス・個別入試相談会・授業見学)	
【資料 2-1-7】	平成 29 (2017) 年度募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-8】	ホームページ (入学案内)	
【資料 2-1-9】	ホームページ (大学院大学について→教育・研究活動の情報公表→入学者の状況 (入学者の推移など))	
【資料 2-1-10】	入学試験委員会規程	
【資料 2-1-11】	研究科教授会議事要旨 (平成 23 (2011) 年 10 月 12 日)	
【資料 2-1-12】	大学ポートレート (本学での学び)	
【資料 2-1-13】	ホームページ (教育・研究活動→教育・研究指導)	
【資料 2-1-14】	個別の出願資格審査及び入学選抜試験実施要項	
【資料 2-1-15】	大学ポートレート (学生情報)	
【資料 2-1-16】	ホームページ (大学院大学について→教育・研究活動の情報公表→入学者の状況 (入学者の推移など))	【資料 2-1-9】と同じ
【資料 2-1-17】	平成 27 (2015) 年度医療マネジメントセミナーリーフレット	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 2-1-18】	就職フェア 2016～力強い足跡、未来に向って～ (冊子)	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-2】	ホームページ (教育・研究活動→教育理念)	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-2-3】	ホームページ (教育・研究活動→研究科の概略)	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 2-2-4】	ホームページ (教育・研究活動→授業科目一覧)	
【資料 2-2-5】	平成 29 (2017) 年度大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-6】	平成 28 (2016) 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-7】	大学ポートレート (本学での学び)	【資料 2-1-12】と同じ
【資料 2-2-8】	平成 23 (2011) 年度学生便覧 (履修等に関する規程)	
【資料 2-2-9】	平成 28 (2016) 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-10】	ホームページ (教育・研究活動→授業科目一覧)	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-2-11】	平成 29 (2017) 年度大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-12】	大学ポートレート (本学での学び)	【資料 2-1-12】と同じ
【資料 2-2-13】	履修等に関する規程	
【資料 2-2-14】	第 2 回地域包括ケアと医療安全に関する協議会 議事要旨	
【資料 2-2-15】	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 2-2-16】	平成 27 (2015) 年度 FD 研修資料	
【資料 2-2-17】	平成 28 (2016) 年度シラバス	【資料 F-12】と同じ
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	ホームページ (学生生活→学生相談・学生支援)	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 2-3-2】	大学ポートレート (学生生活支援)	
【資料 2-3-3】	平成 28 (2016) 年度新入生ガイダンス・オリエンテーションプログラム	
【資料 2-3-4】	平成 28 (2016) 年度新 2 年生対象オリエンテーションプログラム	
【資料 2-3-5】	平成 28 (2016) 年度シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-6】	長期履修に関する取扱規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 2-3-7】	平成 27 (2015) 年度修士論文中間報告会評価コメント一覧	
【資料 2-3-8】	図書館利用案内	
【資料 2-3-9】	学生相談情報の集約と対応のフロー (学生生活委員会)	

滋慶医療科学大学院大学

【資料 2-3-10】	カリキュラム・アンケート結果	
【資料 2-3-11】	学生生活に関するアンケート調査結果	
【資料 2-3-12】	学生生活満足度調査結果	
【資料 2-3-13】	研究員規程	
【資料 2-3-14】	障害学生修学支援規程	
【資料 2-3-15】	聴覚に障がいをもつ学生への修学支援計画（学生生活委員会）	
【資料 2-3-16】	聴覚に障がいのある学生への講義に関するお願い（学生生活委員会）	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	平成 28（2016）年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-3】	ホームページ（教育・研究活動→修学について）	
【資料 2-4-4】	履修等に関する規程	【資料 2-2-13】と同じ
【資料 2-4-5】	ホームページ（教育・研究活動→教育理念）	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-4-6】	平成 29（2017）年度大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-4-7】	大学ポートレート（本学の特色）	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 2-4-8】	修士学位論文等の作成要綱	
【資料 2-4-9】	ホームページ（在学生の方へ）	
【資料 2-4-10】	学位規程	
【資料 2-4-11】	修士学位論文の学位審査に関する指針	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	学生生活委員会規程	
【資料 2-5-2】	ホームページ（学生生活→卒業支援・就職支援）	
【資料 2-5-3】	学校法人大阪滋慶学園ホームページ（教育・研究・就職活動→就職サポート）	
【資料 2-5-4】	修了生アンケート結果	
【資料 2-5-5】	ホームページ（教育・研究活動→研究科の概略）	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 2-5-6】	ホームページ（ニュース→修了生が認定看護管理者に合格）	
【資料 2-5-7】	平成 28（2016）年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 28（2016）年度シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-6-2】	平成 28（2016）年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-3】	ホームページ（教育・研究活動→授業科目一覧）	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-6-4】	カリキュラム・アンケート結果	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 2-6-5】	学生生活に関するアンケート調査結果	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 2-6-6】	学生生活満足度調査結果	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 2-6-7】	修了生アンケート結果	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 2-6-8】	カリキュラム・アンケート結果	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 2-6-9】	カリキュラム・アンケート フィードバックシート	
【資料 2-6-10】	学生生活に関するアンケート調査結果	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 2-6-11】	学生生活満足度調査結果	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 2-6-12】	修了生アンケート結果	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 2-6-13】	意見箱への意見とその回答	
【資料 2-6-14】	平成 28（2016）年度シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-6-15】	平成 23（2011）年度～平成 28（2016）年度時間割	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生生活委員会規程	【資料 2-5-1】と同じ
【資料 2-7-2】	ホームページ（学生生活→経済的支援・奨学金制度について）	

滋慶医療科学大学院大学

【資料 2-7-3】	奨学金貸与・給付の状況	
【資料 2-7-4】	奨学金希望者の学内選考基準	
【資料 2-7-5】	奨学金返還免除候補者選考基準	
【資料 2-7-6】	大阪滋慶育英会奨学金	
【資料 2-7-7】	ホームページ（学生生活→学生相談・学生支援）	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 2-7-8】	クラス担任の内規について（学生生活委員会）	
【資料 2-7-9】	医務室運用規程	
【資料 2-7-10】	滋慶トータルサポートセンター（JTSC）新大阪リーフレット	
【資料 2-7-11】	滋慶トータルサポートセンター（JTSC）新大阪アクセスカード	
【資料 2-7-12】	平成 28（2016）年度 JTSC 開室表	
【資料 2-7-13】	平成 28（2016）年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-14】	滋慶医療科学大学院大学同窓会規約	
【資料 2-7-15】	ハラスメント防止規程	
【資料 2-7-16】	ホームページ（大学院大学について→教育・研究活動の情報公表）	
【資料 2-7-17】	平成 27（2015）年度ハラスメント研修資料	
【資料 2-7-18】	ホームページ（学生生活→学生食堂）	
【資料 2-7-19】	平成 26（2014）年度「患者参加論」課外活動企画書及び報告書	
【資料 2-7-20】	学生生活に関するアンケート調査結果	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 2-7-21】	学生生活満足度調査結果	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 2-7-22】	意見箱への意見とその回答	【資料 2-6-13】と同じ
【資料 2-7-23】	ホームページ（在学生の方へ）	【資料 2-4-9】と同じ
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院設置基準第九条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数）	
【資料 2-8-2】	研究科教授会議事要旨（平成 25（2013）年 4 月 10 日）	
【資料 2-8-3】	ホームページ（大学院大学について→教育・研究活動の情報公表→教員の状況（専任教員数など））	
【資料 2-8-4】	ホームページ（教育・研究活動→教員一覧）	【資料 1-3-25】と同じ
【資料 2-8-5】	教員等選考基準	
【資料 2-8-6】	教員等の任用及び昇任手続に関する規程	
【資料 2-8-7】	ホームページ（お知らせ→滋慶医療科学大学院大学教員の募集について）	
【資料 2-8-8】	平成 27（2015）年度各校事業報告 滋慶医療科学大学院大学（決算理事会資料）	
【資料 2-8-9】	平成 23（2011）～27（2015）年滋慶医療科学大学院大学研究業績	
【資料 2-8-10】	平成 27（2015）年度 FD 研修資料	【資料 2-2-16】と同じ
【資料 2-8-11】	平成 28（2016）年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-8-12】	平成 28（2016）年度シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-8-13】	平成 27（2015）年度医療マネジメントセミナーリーフレット	【資料 1-2-13】と同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	ホームページ（交通アクセス）	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-9-2】	平成 28（2016）年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-9-3】	平成 28（2016）年度新入生オリエンテーション配布資料（情報関係）	

【資料 2-9-4】	図書館利用案内	【資料 2-3-8】と同じ
【資料 2-9-5】	ホームページ（学生生活→図書館）	
【資料 2-9-6】	図書館利用規程	
【資料 2-9-7】	文献検索講義資料	
【資料 2-9-8】	大阪滋慶学園合同校舎新築工事 制振水槽調整報告書	
【資料 2-9-9】	個別契約書（メンテナンス管理委託）	
【資料 2-9-10】	防火・防災管理規程	
【資料 2-9-11】	平成 27（2015）年度避難訓練結果報告	
【資料 2-9-12】	防災マニュアルブック	
【資料 2-9-13】	施設管理規程	
【資料 2-9-14】	平成 27（2015）年度学生履修状況一覧	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人大阪滋慶学園 事務組織規則	
【資料 3-1-3】	学校法人大阪滋慶学園 業務委任規則	
【資料 3-1-4】	学校法人大阪滋慶学園 業務決裁規則	
【資料 3-1-5】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	就業規則	
【資料 3-1-7】	大学院大学運営会議規程	【資料 1-3-5】と同じ
【資料 3-1-8】	研究科教授会規程	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 3-1-9】	滋慶医療科学大学院大学における研究者及び研究支援者の行動規範	
【資料 3-1-10】	研究倫理規程	
【資料 3-1-11】	滋慶医療科学大学院大学における公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関する規程	
【資料 3-1-12】	滋慶医療科学大学院大学における研究活動不正行為等防止規程	
【資料 3-1-13】	利益相反ポリシー	
【資料 3-1-14】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-15】	研究科教授会規程	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 3-1-16】	大学院大学運営会議規程	【資料 1-3-5】と同じ
【資料 3-1-17】	第 5 期 5 ヶ年計画の概要	
【資料 3-1-18】	理事・監事名簿、評議員名簿、理事会・評議員会開催記録	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-1-19】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-20】	就業規則	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-1-21】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-22】	滋慶医療科学大学院大学における研究者及び研究支援者の行動規範	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-1-23】	教職員懲戒規則	
【資料 3-1-24】	学生懲戒規則	
【資料 3-1-25】	個人情報保護基本規程	
【資料 3-1-26】	特定個人情報取扱規程	
【資料 3-1-27】	平成 28（2016）年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-28】	ホームページ（プライバシーポリシー）	
【資料 3-1-29】	ハラスメント防止規程	【資料 2-7-15】と同じ
【資料 3-1-30】	ホームページ（大学院大学について→教育・研究活動の情報	【資料 2-7-16】と同じ

滋慶医療科学大学院大学

	公表)	
【資料 3-1-31】	平成 27 (2015) 年度ハラスメント研修資料	【資料 2-7-17】と同じ
【資料 3-1-32】	滋慶医療科学大学院大学における研究者及び研究支援者の行動規範	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-1-33】	研究倫理規程	【資料 3-1-10】と同じ
【資料 3-1-34】	学校法人大阪滋慶学園 公益通報等に関する規則	
【資料 3-1-35】	学校法人大阪滋慶学園 危機管理規程	
【資料 3-1-36】	防火・防災管理規程	【資料 2-9-10】と同じ
【資料 3-1-37】	平成 27 (2015) 年度避難訓練結果報告	【資料 2-9-11】と同じ
【資料 3-1-38】	平成 27 (2015) 年度 AED 講習会報告	
【資料 3-1-39】	防災マニュアルブック	【資料 2-9-12】と同じ
【資料 3-1-40】	大阪滋慶学園合同校舎新築工事 制振水槽調整報告書	【資料 2-9-8】と同じ
【資料 3-1-41】	ホームページ (大学院大学について→教育・研究活動の情報公表)	【資料 2-7-16】と同じ
【資料 3-1-42】	学校法人大阪滋慶学園ホームページ (事業報告書)	
【資料 3-1-43】	学校法人大阪滋慶学園 財産目録等の閲覧に関する規則	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	理事・監事名簿、評議員名簿、理事会・評議員会開催記録	【資料 F-10】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	大学院大学運営会議規程	【資料 1-3-5】と同じ
【資料 3-3-2】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-3】	研究科教授会規程	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 3-3-4】	平成 27 (2015) 年度・平成 28 (2016) 年度各種委員会委員等分担表	
【資料 3-3-5】	学内情報共有サイト (ファイル管理 (ルートフォルダ))	
【資料 3-3-6】	学校法人大阪滋慶学園 事務組織規則	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-3-7】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-8】	学長任用規則	
【資料 3-3-9】	滋慶医療科学大学院大学組織図	【資料 1-3-4】と同じ
【資料 3-3-10】	平成 27 (2015) 年度 IR ワーキング報告	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	研究科教授会規程	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 3-4-2】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-3】	大学院大学運営会議規程	【資料 1-3-5】と同じ
【資料 3-4-4】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-5】	学校法人大阪滋慶学園 監事監査規則	
【資料 3-4-6】	理事・監事名簿、評議員名簿、理事会・評議員会開催記録	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-7】	平成 23 (2011) 年度～平成 27 (2015) 年度監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-4-8】	学校法人大阪滋慶学園 内部監査規則	
【資料 3-4-9】	平成 28 (2016) 年新年式配布資料	
【資料 3-4-10】	研究科教授会規程	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 3-4-11】	平成 27 (2015) 年度・平成 28 (2016) 年度各種委員会委員等分担表	【資料 3-3-4】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人大阪滋慶学園 事務組織規則	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-5-2】	就業規則	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-5-3】	平成 27 (2015) 年度・平成 28 (2016) 年度各種委員会委員等分担表	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 3-5-4】	平成 27 (2015) 年度事務業務年間スケジュール	

滋慶医療科学大学院大学

【資料 3-5-5】	学校法人大阪滋慶学園 事務組織規則	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-5-6】	学校法人大阪滋慶学園 業務委任規則	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-5-7】	学校法人大阪滋慶学園 業務決裁規則	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-5-8】	学校法人大阪滋慶学園 経理規則	
【資料 3-5-9】	学校法人大阪滋慶学園 経理規則施行細則	
【資料 3-5-10】	就業規則	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-5-11】	平成 27（2015）年度事務部研修参加状況	
【資料 3-5-12】	平成 27（2015）年度事務部研修報告書	
【資料 3-5-13】	学校法人大阪滋慶学園 事務職員人事考課規則	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度決算報告書、監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-6-2】	第 5 期 5 ヶ年計画の概要	【資料 3-1-17】と同じ
【資料 3-6-3】	平成 27（2015）年度滋慶医療科学大学院大学収支予算書	
【資料 3-6-4】	平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度決算報告書、監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-6-5】	学校法人大阪滋慶学園理事会議事録（平成 22（2010）年 3 月 18 日）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人大阪滋慶学園 経理規則	【資料 3-5-8】と同じ
【資料 3-7-2】	学校法人大阪滋慶学園 経理規則施行細則	【資料 3-5-9】と同じ
【資料 3-7-3】	学校法人大阪滋慶学園 業務委任規則	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-7-4】	学校法人大阪滋慶学園 業務決裁規則	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-7-5】	学校法人大阪滋慶学園 予算管理規則	
【資料 3-7-6】	学校法人大阪滋慶学園 固定資産及び物品調達規則	
【資料 3-7-7】	学校法人大阪滋慶学園 固定資産及び物品管理規則	
【資料 3-7-8】	学校法人大阪滋慶学園 監事監査規則	【資料 3-4-5】と同じ
【資料 3-7-9】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-7-10】	平成 27（2015）年度独立監査人監査報告書	
【資料 3-7-11】	平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-7-12】	学校法人大阪滋慶学園 内部監査規則	【資料 3-4-8】と同じ
【資料 3-7-13】	平成 27（2015）年度内部監査報告書	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 2-2-15】と同じ
【資料 4-1-3】	カリキュラム・アンケート結果	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 4-1-4】	学生生活に関するアンケート調査結果	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 4-1-5】	学生生活満足度調査結果	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 4-1-6】	自己点検・評価委員会規程	
【資料 4-1-7】	平成 25（2013）年度自己点検評価書	
【資料 4-1-8】	自己点検・評価委員会規程	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 4-1-9】	平成 26（2014）年度 FD 研修資料	
【資料 4-1-10】	平成 27（2015）年度 FD 研修資料	【資料 2-2-16】と同じ
【資料 4-1-11】	滋慶医療科学大学院大学組織図	【資料 1-3-4】と同じ
【資料 4-1-12】	設置に係る年次計画履行状況報告書（平成 23（2011）年）	
【資料 4-1-13】	設置に係る年次計画履行状況報告書（平成 24（2012）年）	

滋慶医療科学大学院大学

【資料 4-1-14】	平成 25（2013）年度自己点検評価書	【資料 4-1-7】と同じ
【資料 4-1-15】	研究科教授会議事要旨（平成 27（2015）年 6 月 10 日）	
【資料 4-1-16】	平成 23（2011）～平成 27（2015）年滋慶医療科学大学院大学研究業績	【資料 2-8-9】と同じ
【資料 4-1-17】	カリキュラム・アンケート結果	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 4-1-18】	学生生活に関するアンケート調査結果	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 4-1-19】	学生生活満足度調査結果	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 4-1-20】	ホームページ（在学生の方へ）	【資料 2-4-9】と同じ
【資料 4-1-21】	平成 27（2015）年度各委員会総括	
【資料 4-1-22】	学内情報共有サイト（ファイル管理（ルートフォルダ））	【資料 3-3-5】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	ホームページ（大学院大学について→教育・研究活動の情報公表）	【資料 2-7-16】と同じ
【資料 4-2-2】	学校法人大阪滋慶学園ホームページ（事業報告書）	【資料 3-1-42】と同じ
【資料 4-2-3】	学内情報共有サイト（ファイル管理（ルートフォルダ））	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 4-2-4】	学内情報共有サイト（ファイル管理（ルートフォルダ））	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 4-2-5】	平成 27（2015）年度 IR ワーキング報告	【資料 3-3-10】と同じ
【資料 4-2-6】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-2-7】	自己点検・評価委員会規程	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 4-2-8】	平成 25（2013）年度自己点検評価書	【資料 4-1-7】と同じ
【資料 4-2-9】	学内情報共有サイト（ファイル管理（ルートフォルダ））	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 4-2-10】	ホームページ（大学院大学について→教育・研究活動の情報公表）	【資料 2-7-16】と同じ
【資料 4-2-11】	平成 27（2015）年度滋慶医療科学大学院大学活動報告	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	自己点検・評価委員会規程	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 4-3-2】	カリキュラム・アンケート結果	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 4-3-3】	学生生活に関するアンケート調査結果	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 4-3-4】	学生生活満足度調査結果	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 4-3-5】	平成 27（2015）年度各委員会総括	【資料 4-1-21】と同じ

基準 A. 社会連携と研究活動

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の学会活動並びに社会への貢献		
【資料 A-1-1】	医療安全実践教育研究会ホームページ	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 A-1-2】	医療安全実践教育研究会設立記念学術集会予稿集	
【資料 A-1-3】	医療安全実践教育研究会第 2 回学術集会予稿集	
【資料 A-1-4】	緊急セミナー「医療事故調査制度への対応」リーフレット	
【資料 A-1-5】	医療安全実践教育研究会第 3 回学術集会予稿集	
【資料 A-1-6】	医療安全教育に関する実態調査研究	
【資料 A-1-7】	ホームページ（ニュース→医療安全教育の実態調査～医療安全実践教育研究会第 2 回学術集会で報告～）	
【資料 A-1-8】	平成 23（2011）～平成 27（2015）年滋慶医療科学大学院大学研究業績	【資料 2-8-9】と同じ
【資料 A-1-9】	平成 24（2012）年度～平成 27（2015）年度修士学位論文サマリー集	
【資料 A-1-10】	一般社団法人医療の質・安全学会ホームページ（設立趣意書）	
【資料 A-1-11】	一般社団法人医療の質・安全学会ホームページ（役員・代議員・各委員）	
【資料 A-1-12】	医療の質・安全学会における研究発表記録	

本自己点検評価書は、平成 28（2016）年度の機関別認証評価に提出したものから、一部を修正している。